

監獄雜誌

第六卷第八号

目 録

論説

●再び監獄内の衛生に就て

(一頁)

歐米監獄要録

(四頁)

●本項は小河氏より小野田警保局長宛の通信にして此に掲載の許可を得たり
●同上小河氏より小林大政警保局長宛の通信にして此に掲載の許可を得たり
●同上小河氏より内務課係へ寄せられたるものとして本誌へ掲載の許可を得たり
●同上小河氏より本學會宛の通信

(二十一頁)

問答

●質問數件
●答案數件

雜錄

(二十七頁)

●検事法の改善は主務員をして各地方派遣を勵行するに在り
●懲罰犯行は精密に審査せられたし
●刑罰別に依る監房別異は果して勵行せられつゝあるか
●徳川幕府裁判所の構成及權限
(承則)

(三十七頁)

寄書

●給與工錢に對する憤懣
●余輩の貧民救濟會
●福岡縣小倉監獄支署を見る
●傳染病流行時に際して大阪所感述ふ
●警部看守長特別任用に就て

(四十八頁)

海外通信

(五十頁)

●監獄學に關する數則

(五十頁)

●雜報
●數十件

警察監獄學會發兌

廣告

●發行主意書

文化ノ發達ハ出版物ノ盛衰ヲ以テ之ヲトスルヲ得ヘシ今ヤ其極盛ニ達シ文學技術法律ノ類ヨリ凡ソ宇宙間ノ事物之ヲ言ヒ顯サ、ルナキニ至レリ然レトモ獨リ獄事ニ關スル書冊中囚人ノ心性ヲ矯正スルニ適當ナル書籍雜誌ノ刊行ナキハ識者ノ以テ遺憾トスルコトナリ故ニ今般余等諸大家ノ贊助ヲ得テ教誨新報ト題スル修身の新誌ヲ刊行シ囚人ノ心性改良ニ須要ナル事項ヲ網羅シ以テ感化上最良ノ機關トナリ之ヲ指示者タル任務ヲ盡シ獄事改良上ニ聊カ裨益ヲ與ヘントス冀クハ諸士左ノ各項ヲ御覽之上御賛成ノ榮ヲ賜ハランコトヲ伏テ望ム

教誨新報ハ專ラ道德の事項ヲ掲ケ教誨ノ効果ヲ全クシ併セテ檢束上尤モ弊害アル雜誌ヲ遮斷スルノ便益ニ供ス

教誨新報ハ全國集治監假留監地方監獄ニ於テ免幽閉特赦假出獄ヲ許サレタル者亦賞表ヲ受ケタル囚人ノ犯情刑名刑期姓名平素ノ行狀等其感化上必要ナル事ヲ掲載ス

教誨新報ハ各獄監教誨及ヒ有名ナル僧侶ノ法話ヲ掲載ス

教誨新報ハ忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス

教誨新報ハ修身學ノ講義ヲ掲載ス

教誨新報ハ囚人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之ヲ解釋ヲ掲載ス

教誨新報ハ毎月二回刊行ス 一枚ノ代金壹錢トス

追白當府監獄署ハ已ニ贊成ヲ得就テハ發行ノ都合モ有之ニ付御賛成ノ可否ヲ來ル五月十五日迄ニ御報道相成度依テ郵券相送ヘ此段御依頼仕候 尚亦本紙掲載ニ差支ナキモノト御認メノ文章及世人ノ鑑鑑トナルヘキ必要ノ事項ハ特ニ御寄書相成度併テ奉願上候

大阪市東區石町一丁目五番地

大日本教誨新報創立假事務所

發企人 福田熊太郎 全 川口保 全 上島英行

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文 內務省警保局長 小野田 元 熙 君 序 文

神奈川縣知事 中 野 健 明 君 序 文 帝國大學法學博士 穗 積 陳 重 君 序 文

靜岡縣知事 小松原 英太郎君 序 文 內務省土木局長 兼 都 筑 馨 六 君 序 文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君 編著 內務省參事官文學士 久 米 金 彌 君 序 文

監 獄 學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文 內務省備獄務顧問 故フラン、ゼー、バツハ君序文

東京集治監典獄 石澤 謹吾 君序文 內務書記官文學士 久 米 金 彌 君 序 文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎 君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川 盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原 英太郎君序文
內務書記官文學士久米金鑑君序文
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義德君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第六卷第八號

論 說

●再び監獄内の衛生に就て

隴を得て蜀を望むは愚夫の繰言、凡夫の常にして識者の俱に採らざる所なりと雖も予輩は又茲に愚夫の愚を學び敢て我當局者の猛省を請はんとす开は他にあらず監獄衛生に關することは是れなり、予輩嚮きに本誌第六號に於て監獄衛生に就てと題し云々せしことあり、賢明なる我當局者諸君は予輩の希望、勸告を俟たす夙に監獄衛生に關し充分注意銳心せらるゝ結果なるにや全國二三の監獄を除くの外至幸にも今日に至る迄未だ虎列拉病の浸入する所とならざるは只管當局有司が注意周到の賜なりと云ふも決して其誇言にあらざるを信す、元來本年流行の虎列拉病の如きは其病勢劇烈なりと云ふ能はざるも彼の昨夏來遠く異域にあり異常なる風土氣候に久しく然かも不攝生、不秩序なる生息に慣れたる軍夫等にして曩きに凱旋したる者に殊に其發生多くして先きに廣島縣監獄に虎列拉病の浸襲したるが如きは全く茲に原因せる者なりとは予輩の當路者より傳聞する所にして殆んど疑を存せざる所なり、然かも幸に甚だしき病毒の猖獗を見るなくして之を撲滅し盡したるは洵に當局者の注意盡力の存する所にして予輩は其勞を謝すると同時に効多きを稱揚せざるを得ざるなり、一体監獄とし云へば平素不紀律、不攝生に慣れたる下等民衆が其十の八九を占

る所にしあれば一般衛生上に關する思想あるもの殆んど地を拂つて之れなしと云ふも聊か謬言にあらざるを信ず、加之ならず彼の凱旋の軍夫の如き亦た皆此種の者多く監獄とし云へば衛生行届かず傳染病發生所なり、虎列拉バチルス寄生所なりと迄目睹せらるゝ世人の思想なるにも拘はらず彼の目下唯一の虎列拉病流行地と看做されつゝある大坂府監獄の如き未だ一人の全病發生者あるを聞かざるは予輩全府監獄の爲め其至幸を祝し併せて全署典獄以下僚屬各位の盡力多きを頌賛せざるを得ざるなり、元來大坂府監獄とし云へば彼の世界に有名なる大監獄にして罪囚の四千餘人を有する其上に日々新入者の多きは百を以て算ふるの多きにも拘はらず未だ一人の類似病者をも出さざるは全く監獄衛生普及の結果なりと云ふも聊か其過言にあらざるを信ず、予輩が前に例示したる廣島縣大坂府の如きは世人の注意を惹くに最も捷徑たるべきを信するの餘に出てたりと雖も、なべて本年の如き虎病の監獄に侵襲するの割合に僅有絶無なるは衛生其もの完備整然たる所以に外ならざるへしと信するの他なし然りと雖も監獄衛生百般の事に就ては遺憾ながらまた完全無缺なりと云ふ能はざるもの多々益々多かるへしと信す、予輩監獄統計の内に就き年々罹病及び死亡の原因に關する項を繕閲するに消化器病及び呼吸器病等の多きは實に驚くべき比較的多數にして彼の消化器病に在つては腸胃加答兒（其原因は食料の米麥に關するもの多からん）呼吸器病に在つては結核性の肺病（作業例へは鑛工の如き有害なる空氣を吸取するに原因するならんか）此二者の如きは監獄内に於ける死者及び病者を出すの最近因として予輩は之を斷言するに踟躕せざる所なり是等病因の探検及び豫防法の如きは専ら監獄醫其人の職務及び責任なりと云ふと雖も又其當局主管者の注意の未だ足らざる所なりと云はざるを得ざるものあり、彼の米麥の良否より進んては食物の調理配合の如きは用度掛書記の職務にして其作業に原因するか如き嫌ひある病根の發生を豫防するは作業掛書記の操縦宜しきを得ると否とに胚胎せざるはなし、其他尙ほ之を敷衍せば監房工場等構造の備不備及び清潔法保持の事は勿論、監獄衛生上に關すること論を俟たすと雖も是等は刻下世人の供に注目しつゝある所なれば今殊更に釋迦に説法の愚を學ばすと雖も彼の飲食食物、作業等の關係より將來する疾病死亡を豫防するの途亦た監獄衛生に外ならざれば就中米麥購入の如きは充分なる注意を加へ（麥穀、粳米の混合の如きは可成之を避くるを要す）又作業の内に就ても鑛業、採炭業最も其衛生を害し疾病死亡を將來するの素因たり採炭業は其規模模造の如何に依り可否の論あり（非認説多きが如し）と雖も鑛工は當局者の俱に其不可を認むるにも拘はらず未だ何れの監獄と雖も之を全廢するの運に至らざるは予輩の探らざる所にして常に酷歎にたへざる所なり、予輩が從來の實見に依れば彼の鑛工の如きは作業中最も割の惡しき業にして其收入せらるべき工錢の如き僅々一人平均壹錢内外の間なるにも拘はらず其間接に人命を傷害するの原因となるの如何に甚大なるや戒護者又は作業當務者或は役囚の如き之に従事するの良々久しきに渉るものは概ね結核性の肺病に罹らざるもの幾人かある某看守は年來鑛工場に従事し肺患に命を損し某々は肺の爲め其職を去り某囚に何々と云ふものゝ如き其人命を傷害することの何如に多かるべきや予輩之を靜思熟考せば轉々痛歎に耐へざるものあり、監獄醫平素能く是等の點に注意運籌する所ありと雖も亦た業作當務者の操縦宜しきを得るにあらざれば豈に之を豫防するを得んや、彼監獄内の清潔を保ち傳染病の豫防消毒に銳意なるは監獄衛生上の要件なりと

云と雖も從來監獄固有の呼吸器病及び消化器病の發生を其根原に豫防する米麥總榮精選の事及び藝工の如き荷も衛生を傷害するの嫌ある作業の撰擇取捨亦た宜しく監獄衛生を講ずるものゝ留意すべき點にして當局者の忽諸に付すべからざる事項なりと信す、聊か望屬の希望を陳ふるに爾かり

歐米監獄要録

●本項は小河氏より小野田警保局長宛の通信にして

此に掲載の許可を得たり

拜啓閣下益々御清康可被爲在奉敬賀候隨て私儀爾來不相變瓦全罷在候間乍憚御省慮可被下成候先便申上候
通り會議開會までは議事に關する準備の傍ら佛語學研究に従事致し居り候間終日相應に多忙を感じ未だ二三回、監獄局長を訪問致し候外何れへも参り不申監獄實際の視察は遅て會議開會の前後に於て相試み可申
積りに有之監獄局長に於ても右様、致し候方諸般の便宜尠からざるべしとの意見に御坐候兎に角、兼て御含み下し置かれ候通り當國に於ては取調向すべて通譯の力を必要とせざるを得ざる次第、誠に隔靴搔痒の憾に堪へざる義に有之せめて各地方監獄巡回の頃までには通譯の力に倚らずして獨力、以て必須の用を相辨じ候様、語學の研究を致さしめ度きものの非望を懷き居り申候段御一笑可被下候先便にも一寸拜陳致し置き候通り當國警視總監並に監獄局長とも何れも閣下御巡遊の頃勤務致し居候人物とは別人に有之殊に

監獄局長の如きは近く昨年末に於て或地方長官より轉任候者どのことに御坐候然し監獄局員の如きは課長始め何れも十數年來、勤績のものみにて第一課長を除くの外他の四課長はすべて多年勤績の廉を以て勳章をも有し居り候程に有之此點は誠に欽美の至りに奉存候歐洲に於て官署向の組織すべて簡便にして從て人を要すること極めて少數なるは如何にも浦山しき次第に有之過日も監獄局長訪問の節、語次此事に及び候處局長の曰く冗員の淘汰、固より之を急務とせざるべからずと雖も唯だ漫に吏員の少からんことを求むるは美事に非らず徒らに組織を簡便にし漫りに吏員を減少せしめたるの結果、我國に於ては獄務の上に將たすべての他の行政事務の上に言ふべからざる弊害及び困難を感じつゝある場合に遭遇せり殊に獄務の如き何を言ふも先づ第一に必要を感じるは人にして其人は即ち適當の員數を以て之れに具備せざるべからず若し夫れ監獄をして器械的死物と同一のものならしめば則ち止まん苟くも心靈的活物而かも最も敏活なる智腦の働らきを要するものなる以上は限りある人力、争でか少數能く以て其の効を奏するを得べき、器械的死物例へば汽車に就て之を言はん汽車は則ち苟くも相當の馬力を起すに足るの石炭だに之れに供給せば一二少數の運轉手を以て能く幾千万磅の重量を載せて之を幾千里外の遠きに致さしむることを得ん監獄治獄のことは則ち之れに異なり建築、如何に完整を得るとするも制度、如何に善美を盡すとするも人に於て適當の智能と適當の員數を備ふるに非されば則ち之を如何ともする能はず司獄官吏の監獄に於ける恰かも汽車に於ける石炭と運轉手と一身兩様の働らきをなさざるべからざるが如き關係を有するものにあらざるなきを得んや滔々たる世人動もすれば輒ち比年頻りに再犯の増加するを見て之を治獄の責に歸せんとす

何ぞ夫れ石炭を供給するに吝にして漫に汽車の遅緩を咎むるものゝ類にあらざるなきを得んや云云と之を要するに富國に於ては殊に監獄官吏の如き大に其必迫を感じつゝあるものゝ如くに有之兎角物動もすれば極端に流れ中道を得るの困難なるは何處も同じことゝ相見へ申候尤も官僚の少數に失するを憂ふるは何れの官廳も皆、同邊のことゝ相見へ此頃接手の本年五月十五日付司法大臣より大頭領閣下に提出せし所の年報（千八百九十二年即ち我明治廿六年間に於ける司法事務の成績）にも比年、頻りに犯罪者の不明、失踪、證據湮滅等要するに犯罪あるも之を起訴する能はず又は之を起訴するも無罪となるものゝ増加するの現象を見るに至りたるの原因中其重なるものとして即ち憲兵、警部、巡查等の不足是れなりとの一節も有之尙ほ之を説明して曰く憲兵の數は千八百六十年に於ては總數一万八千六百三十四人なりしが千八百九十二年に於ては總數僅かに二万〇七百六十二人に過ぎず然るに此年限間人口は千八百六十年に於ける三千二百万より漸次遞加して三千八百万の多きに達し檢事局に於ける刑事事務は實に二倍以上の繁を加ふるに至り此間、憲兵の職務は漸次、他の行政事務を以て之れに加重せしめらるゝこと益々多きを致し終に彼れをして刑事に専注せしむる能はざる場合に遭遇し加之都府に於ける巡查の數は人口と相比例して三十二年間に其三分の二を増加するに至りたりと雖も警部は即ち千八百六十年に於て總數千九百八十一人なりしとの千八百九十二年に於ては殆んど其半數を減じて千〇四十八人となるに至れり將校なくして兵を行るを得ば職も亦た廉價を以て之を購ふを得べしと雖も如何せん文明の進歩は未だ尙ほ能く此に到達する能はず（此一句は私製のれ景物に御座候）卒を増して將を減ず、其効を期する能はざるは明らかなり云云と又該年報に

由れば累年不起訴（無罪、失踪、不明等に由り凡て起訴する能はざりしものを總括す）の件數を増加すること意想外にて則ち其數千八百八十八年には二十四万四千四百十九件、次の八十九年には二十四万五千九百三十五件、翌九十年には二十四万三千五百十五、其翌九十一年には二十六万二千二百五十、當年則ち九十二年には二十八万三千六百八十八件の多數に超加するを見るに至り其内殊に犯罪者の發見せられざるが爲めに起訴する能はざるの件數、最も著るしく遞加するの現象なり則ち最近五年間に於ける調査の結果、七万六千三百五十九件（千八百八十八年）七万八千四百八十六件（八十九年）八万〇〇九十五件（九十年）八万三千〇七十五件にして九十二年には殆んど九万件即ち八万九千二百六十二件の多きに昇騰せり就中竊盜事件に於て其最も著るしき遞加を見るものゝ如く即ち八十八年に於て五万九千九百四十三件なりしもの九十二年には七万一千百〇二件に達し之を要するに犯罪に於ける不起訴の割合實に總數の百分の四十を占むる割合に該當する由に有之一驚仕候是れでは隨分、犯罪も増加し得らるべき筈と被存候尤も伊太利に於ては此割合百分の五十乃至七十五に該當すると申すことに有之是に至つては益々喫驚せざるを得ざる次第に御座候犯罪は恰かも博奕の如く負くることもあればまた勝つこともあり犯罪をして勝つこと即ち苟くも免かるゝことを得せしむるあるの間は到底犯罪を根治する能はずとは斯道先輩の斷言する所に有之斯く犯罪の半數までは苟免を得ると云ふの有様に候はゞ誠に割の善き商法なりとの確信は愈々益々彼れ犯罪種族の腦裡に深く印象せしめ候とゞ寒心の至りに候右失踪者多數に趣くの原因に就ては憲兵等不足の外尙ほ其の重なるものとして例の不逮捕審問の制をも教へ申候即ち此の制は成るべく被告人を拘禁せざる主義よ

り唯だ召喚狀を發して被告人自ら取調を受けるが爲めに指定の時日までに裁判所に出庭せしむるものにて佛國に於ても近來追いつく此制を實行すること多數なる由に有之之れが爲めには獨り人身の自由を保護する旨意に適するのみに非らず尙ほ費用の上に於ても莫大の節約を見るの利益有之即ち此の簡便法施行の結果として前年、被告人一人に要する裁判費用、平均二十二「フラン」なりしもの今日に於ては平均十三万至十四「フラン」に降下致し候由に御坐候然るに一利害は數の免かれざる所と相見へ一方にはまた之れが爲め犯罪者の失踪を容易ならしめ候こと誠に遺憾の至りに候司法大臣は右報告に於て近來當局者が此制を濫行するの傾きあるを攻撃致し居り申候蓋し方法、其れ自からの罪にはあらずして適用、其の宜しきを得ざるの致す所と被存候尙ほ又司法大臣は此報告に於て此年、犯罪殊に再犯數遞増の現象を以て之を裁判官陪審官の措置に歸し大に其寛大の方針を痛撃し其餘憤、多小監獄にもお鉢が相廻はり申候即ち近年、佛國に於ける裁判官殊に陪審官の意向は兎に角、重刑即ち長期の自由刑を嫌避するの傾きにて漫然短期刑又は罰金を適用すること多數にして犯罪種族の習慣的（又は職業的）なると偶發的なるには餘まり重きを置かざるものゝ如く之れが爲めには習慣的犯者は常に揚々として其惡運の萬歳を謳歌候ものに候佛國に於ては今を距る十五年前、即ち千八百八十年には被告人總計十九万九千六百三十七人の内一年以上の長期刑に處せられたるもの五千七百五十五人なりしが千八百九十二年に於ては此數、被告人總計二十四万八千五百三十七人の内、僅々四千百人の少數に止まり餘は皆一年以下の短期刑と罰金とのみに有之殊に罰金の處刑は著るしき暴加を見るに至り申候短期刑濫用の弊は獨り佛國に於てのみに無之我國などに於ても最も

此點に當局者の猛省を促がし度きものに御座候尤も右司法大臣の意見にても敢て漫に嚴酷主義を取りたしとの企望にも無之要は第一犯罪者の習慣的なると偶發的なるとを識別し習慣的犯者に對しては裁判上及び治獄上、最も嚴重、假借なき主義を取りたしと云ふに有之申候又佛國に於ける重罪被告人の人口に對する割合は人口一万人に付き被告人一人に該當候とのことに有之此報告中最も奇異の現象として見るべきは裁判所附公吏例へば公證人執達吏等の種類より犯罪人を出だすことの非常に多數なるの一事に有之、即ち千八百九十二年の調査に由れば是等營業者の總數八千九百三十四人にして此内より重罪犯者を出だすこと其數三十九人に達す則ち一万人に付四十三人の割合、之を一般人口の犯罪に比すれば四十三倍の多きに該當致し申候我國などに於ても裁判所公吏中には多少の弊風有之候談にも聞き及び居り候得共まさかに斯くまでに甚しく有之まじく未だ陰雨せざるに之を綢繆するの工夫專要と被存候又被告事件無罪免訴の割合は重罪に就き百分の二十七輕罪に就き百分の七に當り申候是を以て見れば裁判上の方針、重罪に寛にして輕罪に酷なるが如くに相見へ申候此に又一の最も面白き現象と申すは無罪免訴の割合に就き男女の間に著るしき差異有之此差異は近年に至り益々其甚しきを見るに至るのことに御坐候即ち此割合、千八百五十六年乃至六十年の調査に由れば男子の無罪となるもの其被告人總數に對し百に付二十三人女子、同じく百に付き三十三人なりしもの千八百七十六年乃至八十年には男子百に付十九女子百に付三十五となり最近即ち千八百九十二年の調査にては男子百に付二十三女子、百に付五十二の割合と相成り申候（尤も是れは重罪事件のみに就ての調査なり）女の持てる當地一般の風俗は其影響を犯罪人にまで及ぼさしめ候事と相見へ申候

御一笑可被下候尙は追々取調の結果御報道可申上候得共右者御伺旁々不取敢申進度如此に御坐候恐惶敬具
 六月六日 巴黎に於て 小河滋次郎

小野田局長 閣下

二白當節は閣下別して御繁務被爲在候由近着の新聞紙にて承知仕候折角爲國家御厚養專要に可被遊奉願
 候

●同上小河氏より小林大阪櫻井兵庫兩典獄に寄せられたるものに係り
 轉載するの承諾を得たれば茲に掲載することゝせり

拜啓時下兩台益々御清榮可被爲遊奉大賀候次に小生事無事着到後不相變瓦全罷在候間乍憚御省慮可被下實
 は着後早速一書拜呈仕らんと存候へ共何分諸事取紛れ居り且つ別に之と申ふし御通信可申上材料も無之乍
 存御無音打過申候尤も今日とて別に好材料の御参考に供すべきものも無之且つ會議開會の期も追ひ々切
 迫致し準備諸般の用務相應に多忙に有之何分落付いて執筆するの餘暇を不得併し愈々開會の事にも相成り
 候はば益々用務多端の爲め御無沙汰可申上と存候間此に寸書相認め申候尤も閉會後獨逸の方へ罷り越し候
 様にも相成り候はゞ何か見聞事項の面白き者委細御報道可申上積りに御坐候處變はれば品換はるの譬への
 如く風俗人情一として豫想の外にあらざるはなし別して婦人の跋扈最も癪に障り申候表裏相待つて文明の
 全きをなす義に候はゞ當地の文明は唯外面的の文明即ち片環文明と申より外無之候外形の立派なる其れ丈

け又内部の腐敗は甚しく別して風俗の汚穢實に墾感に堪へざるもの不眇候然し此實況を穿ち候にはなか
 〳〵少からざる探検費を要するとに有之若し御所望の義に候はゞ委細探検を相遂げ可申に付き十分に探検
 費御支給奉願候監獄課長殿又々交迭の由當地に於ては御承知の通内務省中別に獨立したる監獄の一局有之
 局長は久々にて昨冬交迭致し現在の人は稍々新任の方に有之候得とも課長など申す所の人は殆んど終身官
 同様に有之何れも勤続十數年の久しきに亘り其功勞を以て勳章をも帶有致し居り候次第に御座候餘まり古
 くなるも一利一害には候へども頻々交迭の烈しき我が當局者の如き様にても困た者ど存候出獄人保護事業
 は思ひの外進歩致し居り候巴黎の市中丈けにても同種類の會社十數以上を數ふるほどに有之男女年齢等に
 由り夫れ〳〵専門に分擔いたし居り申候追て委細取調可申き積りに候當地にては犯罪の私和なるものなか
 〳〵盛んに行はれ候模様には有之大概のとは告發又は告訴せずには済ませ候が多かるもの〳〵如くに考へられ候
 此風は強ち惡るいとも斷言せられざり少くは研究の價直可有之候假出獄制度は到る處追ひ々〳〵其適用
 の範圍を擴め候こと争ふべからざる實相に有之短期刑不可の確信は申ふすまでもなきとに候戰爭の落着御
 同慶に存候是れから追ひ々〳〵厄介物が相殖へ可申御心勞御察し申上候臺灣占領の結果囚徒殖民論なども必
 然持ち上がり可申夫れ此れ監獄社會是れより益々多事可祝候小生も滯歐中十分英氣を相養ひ置き歸朝の上
 兩臺御始め先輩各位の驥尾に附し犬馬の勞を相盡くし申し度くと折角勉勵致し居り申候右は御伺旁々申上
 度勿々敬具

六月廿二日

岳 洋 生

小林 兩尊臺 侍史
櫻井

●同上小河氏より内務省課僚へ寄せられたるものにして本誌へ掲載の許可を得たり

拜啓時下各位益々御精務可被爲在奉大賀候此頃接手の監獄雜誌にて各位何れも様夫れ々々御手別けにて各地方へ御出陳の願承知致し御苦勞に奉存候戦争の餘響、追ひ々万事統計上に相現はれ可申コ、一番、大に我監獄社會の振勵時機と愚考仕候。當地會議の義も愈々一昨十日を以て閉會の事に相成り委員の任務も先づ御蔭を以て首尾能く相務め了はり候間乍憚御安心被成下度候。會議の事況は未だ公けの報告相濟み不申候間私の報道は暫らく差控へ候まゝ不惡思召可被下候會議中、最も議論の花々しく有之候へしは「トランスボルタション」流道の利害及び「囚人は工錢を受くるの權利あるや否や」の二事項にて前後とも無論、多數は之を否認するの意見には候へしかど反對少數者は論鋒否寧ろ其熱心なると甚しく一時は双方殆んど互に掴み合ふす斗りの激論に有之爾來、議場、待合所、宴會席等到る所、委員相集まれば談必す此事に涉らざるはなしと云ふの有様に御座候。「トランスボルタション」は御承知の通り從來、佛國政治家亦法學者等の頑固にも其有利を主唱し來たれる所に有之候所此度の會議に於ても不相變佛國撰出の委員はすべて積極論の主張者に有之殊に當地有名なる刑法學者レベイ氏の如きは最も熱心に維持論を主張致し申候レベイ氏は法科大

學の教授にして刑法學者として名望甚だ高し本年の前學期に於て監獄學に就き講述する所あり中に「トランスボルタション」の一節あり追て譯出して御送致せんことを斯す 然るに獨逸始め各國派出の委員は殆んど異口同音何れも反對の聲ならざるはなく無論、多數は終に之を否認することに相成申候實は最初、此論題の議場に相現はれ候時は或る一種の國交的關係より魯西亞の委員共が佛國委員に聯合でも致し候はんかと氣遣居り候處案外是れまた反對の意見多く終に佛國委員の鼻を明かし申候こと獨逸委員などは定めて小氣味善きことに相感じ申候ことと推察仕候同盟國中最も多數の委員多きを派出致し候は魯西亞にて同國委員は殆んど三四十名の多きを以て數へ申候故に若し佛魯同盟など申すことをば此會議の上などに相作り候は、無論、常に多數の勝利を制し得べきことに可有之然し流石は監獄學研究場裏のこととして先づ個様なる俗界的の影響を蒙むるに至り不申候段仕合のことに候。トハ申すものゝ實際に當つて見れば大にまた存外の所も有之申候、神機漏し難く煙を見れば火ありと御察し可被下候「工錢給與權」の議論に就ては別して小生の爲めには大に參考の益を得たるを喜び申候是も御承知の通り獨逸始め他の各國に於ては大概、囚人に工錢受得の權利ありとは認め不申すすべて彼の所謂贈與契約の性質と一般にて恩惠的賞與のことに相定め居り候處獨り佛國は我國と同じく刑法に於て（佛國刑法第四十一條と覺ふ儘かならず）工錢給與の明文有之且つ佛國の學者などには往々有權論を主張致候者有之候に付無論佛國撰出の委員は有權論主張の方と存居り候處意外にも多くは皆恩惠論の維持に傾き刑法に所謂「給與」の字義は唯た幾分を恩惠的に賞與するの意味に過ぎず之れが爲め決して囚人に所有權を生せしむるものにあらざることを明かなりとの論に有之從て囚人をして未だ之を占有せしめざるの間は國家は自由にて之を處分するを得べしとのことに論決致し佛國に

於ても實際すべて個様に取扱ひ居り候由に御度候（尤も是れは議場に於て勿々の際聞き取り候ことに候間實際の手續のことは斷言致し雖く追て兩三日中に内務省に就て詳細研究可仕筈に有之）少くも工錢を以て四人故意に物品を毀損したる場合に之れが賠償に充てしめ候ことは何れの監獄に於ても監獄限り之を實行致し居り候こと小生の目撃する所に有之是を以て見れば兎に角佛國に於ては刑法所謂給與の字義をば我國の如くに解釋し居らざること明白に候此件に就ては兼て屢々愚考相述べ候こと各位の御承知被下候處にも有之尙は各位御研究の程奉願候尙又前顯「トランスボルタシオン」に就ては將來我が獄制上に大なる關係有之候こと被存候に付尙は篤と精査を相遂げ可申積りに有之容易に利害の斷言は致し申まじく候會議は御承知の通りすべて佛語を採用するの規定に有之候處是れは如何にも窮竅極まる次第に有之此規定存する以上はとて十分の研究は相出來申すまじくと實歷仕候鹿馬でも能くしやべるものは利口に見へ利口でも黙する奴は鹿馬らしく見へる普通一般の狀況の如く如何に博識卓見の名家にて言語十分ならざるが爲めに十分に己れの理想を表彰する能はず遂に言葉の達者の名もなき佛國人などの爲めにめちや／＼に押し潰され候こと實に見るも氣の毒の至りに候故に議場に於て烈しく論辯致し候は多くは佛國委員又は同文の白耳義委員位のことにて他の外國の委員の中にも多少論辯を試み候ものは有之候へども其だ引き立ち不申候現に「クローチ」氏の如き名家すらも議場に於ては殆んど一言も發せられ不申偶々一度或る問題に就き發言せられ候へ共是れも僅か二三分にて佛語不十分なりとの故を以て終に其意見を論するに至られざりし程の次第に候其他有名なる大家にて始終一言も發することなくて止みしもの不少誠に残念なることに

候尤も議事規則には「議員は場合に由り國語を用ゆるを得べし但し書記は簡單に其要領を口譯すべし」との規定は有之候へども諸會議に臨んで見ればなか／＼此實行は思ひも寄らぬことに有之實際また馬鹿々々しくして出來た譯のものに無之（何となれば書記に各國の語を解し得るものあらざればなり）現に此中或る宴會の席に於て英國派出の政府委員某氏なるもの大膽にも寧ろ馬鹿らしくも英語を以て卓上演説を試み候處滿場俄かに喧囂を起し妨害百出、其やかましき加減はなか／＼我衆議院の比に無之有邪無邪の間に僅かに其演説を終はるを得せしめたる程の始末若し夫れ此場合に獨逸語の演説でも試み候ものは有之候へしなれば夫れこそ一大椿事を引き起すにも至り可申誠に存外なものに候

我國の獄制は到る處最も好評に有之寫眞、繪圖面、佛譯の監獄制度など提出致し候は獨り我國のみに有之候へし故別して多衆の注意を惹き起し申候且つ會議開會の劈頭第一に副會長某氏が雄麗流暢なる辯説を以て詳密なる我國監獄制度の報告有之非常の面目を施し申候右報告終はるや直ちに小生は議席より進んで一壇高き處副會長の席に到り報告の勞を謝し候處拍手滿坐に響き衆目盡く我が一身に集まり候様相覺へ光榮至極に奉存候又宴會の席などに於ては概して大持ての方に有之寧ろうるさくて溜まらぬ程に相感じ申候尙は又撮影などの折には「戰勝大國の派出委員と同列せんことを望む」などし申し出でられ必らず何人かの爲めに引つ張り出され反て有難迷惑を感じ候こと一笑に有之要するに万里天涯に寄客たるの我れ多年祿に食み死て終に一の爲す所なく徒らに今此の得難きの幸運に得意を謂ふ

皇恩海よりも深くまた山よりも高し東向三拜日々唯だ拜謝感泣の外無之義に御座候

當地監獄の義も最早數個所の視察を遂げ申候追々所見の實況御報道可申上候何れ來月初旬には伯林に参り可申候間何も其節に相譲り可申勿々敬具

七月十二日

監獄課各位御中

岳 洋 生

●同上小河氏より本學會宛の通信

前略追々諸名家との交際も出来候様相成り未だ監獄は實見不仕候へども（尤も來週頃よりソロ／＼巡見に着手可仕見込に有之）其事情は幾分か相分り候様自信仕候監獄事業は社會公共の協同を待つて始めて其目的を貫徹するを得べしとは兼て御同様に熱心唱道する所に有之候處流石、佛國などに於ては此點に就き誠に満足なる實況を呈し居り候こと健羨の至りに候法曹社會が一般に此の事に注意研究し候は申すに不及、政治家殊に兩院議員などの中には斯道有數に名士も不少のことには有之態々監獄視察の爲め歐洲各國を旅行致し候者も相見へ候由に御坐候現に會て總理大臣として名聲の噴々たりし「ジュールシモン」氏（目下學士會院の院長にして兼て「セナート」我が貴族院に當るに於ける最も勢力ある一議員たり）の如きは非常の監獄熱心家に有之義さには分房制の利害研究の爲め白耳義の「ルーバン」監獄に就て非常に緻密なる實地的調査を遂げ候ことも有之條由に候（其の調査の結果として同氏は分房制の有益なるを主張せり是を以て我國の兩院議院などが内國監獄少くも首府東京の監獄すら實見したるもの屈指して數ふるに足るが如き事情に比

すれば實に何ともお話しに相成らざる次第に存候總じて佛國などに於ては監獄に關する法律案などの議院に提出せらるゝ場合に當りては其の政府案と建議案たるに論なく又事の難易輕重を問はず議員は必らず先づ實地的調査を遂ぐるの慣例にして中には之れが爲め態々遠く各國の監獄を巡察して其の實際的制度の利害を討究する者も不尠、從てナカ／＼専門家も及ばぬほどの監獄上の知識を具有する者多きに至ると當然の結果と被存候監獄費國庫支辨法と謂へるが如き大問題（政治上に於ける）の提出せらるゝの場合に遭遇するも外國は愚か内國の一監獄も實見せず又其制度の沿革的現行的利害便否の事情一斑をも詳悉せず只だ漫に淺薄なる卓上論を喧囂して足れりとするが如き我國の政治家先生などの實況とはマルテ天地雲泥の隔絶に有之候併し下世話に謂所「隣家の澤庵うまし」と申すが如く兎角自家のことには満足し能はざるものと相見へ前頭の如き佛國當時の現況なるにも拘はらず學者政治家は政府又は監獄當局者に對して治獄の進歩せざるは政府の此の事業に冷淡なると當局者其の器に適はざるが爲めなりと攻撃し政府又は監獄當局者は學者政治家に對して空論に趨り事情に通曉せず漫りに急激の改革を試むるの非なるを抗爭し動もすれば則ち英國は斯く々々あり白耳義は斯く々々なりと其の實例を擧げて攻撃爭論の材料となすの模様には有之此程も大學教授レベール有名なる刑法學者の如きは其監獄學の講義に於て白耳義監獄の整頓進歩する理由を以て之を政府の注意深き寧ろ大膽なると監獄當局者の専門的的智能を有するとの二點に歸し大に其兩美を稱揚し之れが反響として剴切に自國の短所を穿鑿論破致し申候之を要するに假りに學者政治家を以て局外とし政府及び監獄當務者を以て當局と致し候はば局外は進歩的にして攻撃の地位に居り當局は保守的にして退嬰の

地位にありと謂ふを得べく別して監獄當務者の如きは何れかと申せば先づ「兎角近所に事勿れ」主義を抱き候様相見へ申候之を我國に於ける監獄當務者は寧ろ血氣盛りの青年の如くに動もすれば則ち急激の改革を試みんと欲し政府はヤ、分別ある阿爺然として成るべくこれが奔躍を制せんとするの傾向あり局外に至つては則ち毫せる翁眠れる猫の如くに平然晏如として毫も相關知する所なしと謂ふが如き事情に比すれば寔に是れ月鼈も管ならざる懸絶に有之當國人などにはとても想像にも及ばざる所に可有之之を人に語るも人は容易に信用致し申すまじく候

兎に角に佛國に於ける監獄制度の英國又は白義耳等に比し一籌を輸し候こと自他の等しく認識する所に有之分房制の利害に關する問題などの今尙は盛んに紛々議論せらるゝ所にてても相分り申候監獄改良の第一着手として佛國に於ても英國又は白義耳の故轍に倣へ監獄の費用を以て盡之を國庫支辨たらしめざるべからざるとは夙に識者の唱導する所に有之刑法家レーブス氏の如きも頻りに之を主張し政府は何故に彼のナポレオンの猪手段（名を自治權に藉つて其實地方の負擔を苛重し國庫の煩累を軽減したるが故に之を言ふと廢止するに躊躇するやなど攻撃致し居り申候氣運、既に斯くの如に候間佛國に於ても早晩國庫支辨法案の議會に提出せらるゝ機會も可有之と存候

短期刑を以て監獄を濫用するの非なることは今日に於て既に一般の認識する所に有之レイエ氏起案の刑法改正案などには禁錮の最短期をば十五日乃至三十日と相定め置き申候刑期を延長せしめんと欲するの結果は成るべく一方に假出獄制度を多く且つ巧みに利用すべしと謂ふに歸論し從て監獄行政官吏の責任は益々重大と相成り可申候此傾嚮を以て將來を推考するに早晚必らず彼の無定期論の實行をば歐羅巴に見るの機會も可有之在米留岡氏、得意のほども想ひやられ申候何れにもせよ監獄官吏たる者今日に於て其責任の將來益々層加するの傾嚮を察し奮志精勵、其實際の成績に由て一層社會の信樣を領有するに至るの覺悟專要と被在候

條件附裁判なるもの佛國に於ても千八百九十一年三月二十六日の法律に由り現に實行せられ居り申候然し實施後日、尙は淺き爲めにや兎角裁判官に於て利用するに吝なるの傾きも有之哉にて司法大臣の報告（客月十五日同大臣より大頭領閣下に提出したる司法事務の經理年報とも云ふべきものにて千八百九十二年の分に係る）にも「前略司法當局者は條件附裁判の便法あるにも拘はらず之を利用するに吝かにして何故に斯くは短期刑を濫用するとの多數なるや殆んど之を解するに苦まざるを得ず云々」と謂へるが如き意味合の一節も相見へ申候尤も千八百九十二年に於ては此恩典に與かる者、重罪に就き六十一人輕罪に就き一萬七千八百九十一人（内男一万四千三百三十八人女三千五百四十三人禁錮一万九百三十八人罰金六千九百四十三人）其内同年内に恩典の取消を受けたるもの六十五人有之候由に御座候短期刑の濫用、多少經驗ある身には一増感深きを覺へ申候佛國に於ても逐年、累犯罪族の増殖するにも拘はらず短期刑の施行は益々頻繁を加ふるの實況に有之現に一昨年などの統計に據れば累犯罪者の數前年に比し二万四千六十六人（尤も是れは輕罪の竊盜のみと知るべし）より二万三千五十八人に増加したるにも拘はらず其一年以上の長期刑に處せられたる者は二千六百六十六人より千七百二十六人に降減するに至り申候犯罪の榮ふるも無理ならぬことに

候前文監獄費支辨法のとに就き早晚國庫支辨の舊制に復するの機會も可有之云々と申置き候處此問題に就ては今日に至るまでの間既に幾度か議會の討議にも上より候義に有之千八百五十五年に於ては一部即ち囚徒給養に關する費用をば國庫に移すの法律案を議決し現今の處、地方の負擔と謂ふは唯だ僅かに監獄建物の造營維持に關する費用のみのことに有之候然し此の費用の地方負擔たるが爲めに彼の千八百七十五年の分房制實施行法も遂に其實行を見るに至る能はざることを誠には是非もなき次第に候(拙著監獄學第三十九葉以下の處御參觀を請ふ又聞く處に據れば一昨年即ち千八百九十三年に於て更らに一の法律を發布致し候由にて此法律の目的とする所は彼の千八百七十五年の分房實施行法の厲行を期するに有之此中には事宜に依り地方をして其負擔の監獄をば政府即ち國庫の負擔に移さんことを請求し得せしむるの個條も相見へ一寸思へば其實殆んど直接なる國庫支辨法と同一の作用をなすかの如くに候へども此の讓渡に就ては種々出來ない相談的條件の有之法律發布以來、陸續、各地方より讓渡の請求を提出致し候へども條件上の談判、容易に相繼まり兼ね終に今日に至るまで未だ一の實行を見るに至り不申ツマリ此れ(讓渡)が出來ねば彼は(分房制の勵行)も出來ず將來とて又此分にては到底、此立法の目的を貫徹し得んこと覺束なき次第に候予輩局外者の眼を以て之を見れば實に見識と一般なる姑息的法律とのみより外思はれざる義に有之早晚、斷乎たる根治法を施すと彼の英國又は白耳義の先例の如くならしめずんばあるべからざると勿論の義と被存候尤も前記の法律は此儘殊に沿革的種々の事情ある佛國などに於ては固とより一の姑息法たるを免かれざる次第に候へども立法大體の精神としては全く研究の價直なきものにも無之多少參考の資に供すべき點も

有之哉に被存候間何れ其内拔抄して瀏覽に供すべく候後略

六月十五日

監獄雜誌記者足下

巴黎に於て

岳洋生

問答

●質問

山陰生

現行四人護送手續に依る時は護送は日出より日没までとすどあり然るに各警察分署又は區裁判所々在地より監督へ向け護送する時に或は深更に至りて引致し來るあり這は素より日の長短時の早晚歩行の遲速等多少原因ありとは云へ監督に於て之れか取扱上一層の困難を感じ檢束上最も忌むべきを以て此場合に於ては假令如何なる事情存するにもせよ護送手續に悖るものとして斷然監督は之れが拘禁方拒斥して支障なきや否請ふ若し各地斯る類例ありとせば幸に一言紙上に客ならざるを

●第六卷第六號研究生の質疑

に答ふ

在濱、天外生

研究生曰く上訴期間内獄則を犯したるときは其裁判

確定後之を處罰し得るや否や即ち裁判確定するときは判決の日に溯りて刑期を起算するにより疑を生せりと余不識なりと雖ども請ふ之より卑見を陳せん余は本問に對し答へて曰はん之れ唯監獄則第四十二條及第四十三條を咀嚼せば自ら釋然たらんと元來處罰たるものは如何なる者に對して科すべきものなるか已に明文に示すか如く囚人及懲治人に對し施す所の科罰にして決して之を被告人に追及せしむへからざることは明ならん又囚人及懲治人に之等處罰を施す所以の者は即ち嚴正なる刑罰を執行するに該り其執行權に對し妨害を加ふるものを懲戒し以て刑罰の本旨をして貫徹せしむるに外ならざるへし故に科罰は刑罰を執行すると同時に其働きを要するものにして以前に於ては敢て又必要なきのみならず決して施すべからざるものなり然り而して上訴期間は裁判確定後之を刑期に算入するも之が刑罰を執行するものにあらず即ち法律が被告人に對し利益を保護し無辜冤枉

に泣くの嘆なからしめんと欲し特に猶豫の期間を與へたるものなれば其確定前に於ては純乎たる被告人即ち良民にして何ぞ四人視せらるゝの理あらんや刑罰の執行權を害せざる之等被告人をして尙罰せざるを得ざるは是れ裁判言渡前に於ける被告人の所爲に對しても尙科罰せざるを得ざるか如きに至らん之れ即ち監獄則に背馳する所の者にして豈に奇怪ならすや

故に余は科罰は已に監獄則に明示するが如く四人及懲治人に限り施すべきものにして上訴期間内獄則に違犯せる被告人の所爲に對しては確定後と雖ども決して之に溯りて處罰すへからざるものなるとを信するなり

●同號跳蛙童子に質疑第一問に

答ふ

在演、天 外 生

童子曰く看病囚投藥を誤て他病又は死に到らしめたるときは何人に如何なる責罰ありやと余は本問に對しては其受持看守に責任を負はしめ行政上の制裁を加へざるへからざるものならんと思惟す其理由たる元來病囚治療上百般の責務は監獄醫其人にありと雖

も本問の如きは治術上過誤ありし者にもあらず從て又調濟其當を失せしものにもあらず唯看病囚が投藥を誤りたるに基因するものにして其責や之が指揮監督をなすへき受持看守に飯すへきは多言を要せずして明ならん殊に看病囚をして投藥を誤らしむるが如きは未だ以て看守が注意周到なりしを證するを得ざるへし又本問の如きは實に職務上不注意の過失たるを免れざるも決して刑事の制裁を受くへきものにあらすして單に行政上の處分に止まるのみ

●同第二問ニ答ふ

在演、天 外 生

余は被告人欠席したるときと雖ども辨護人は必ずしも撰任せざるへからざるものならんと思料す刑事訴訟法第二百三十七條に於て被告人が辨護人を撰任せざるときは裁判長の職權を以て之を撰任せしむる所以の者は決して被告人に利益なるのみならず裁判の公正を確保せしむるものなれば社會公益上に又利益あるが故なり故に被告人の意思如何により之を生死せしむるを得ざるものとす之を以て例令被告人欠席したる時と雖ども裁判長は其裁判所々屬の辨護士

中より必ず之を撰任せざるへからざるものならん若し單に被告人の利益のみにより撰任せしむるの法意なりとせば被告人に於て之を謝絶したるときは如何如何に裁判長の職權なりと雖ども被告人の意思に反し強て之を撰任するの必要なかるへし然るに訴訟法第二百三十七條は命令的に之を撰任せしむるものなれば元より被告人の意思如何に關せず撰任せざるへからざるものなり故に重罪被告事件に付ては例令被告人欠席したる場合と雖ども裁判の公正を確保するが爲め即ち公益保護の爲め辨護人は必ずしも撰任せざるへからざるものにして若し撰任せざるか如き事あらは之れ違法の裁判たるを免れざるへし然れども之れ唯余が推斷にして本問の如きは素より裁判長の職權に屬するものなれば之れ果して適法の解たるや否やは確保すると能はず諸賢乞ふ誤斷たらは幸に叱正せよ

●答 案

山 陰 生

監獄雜誌第六卷六號質問欄内に刑の言渡を受けたるもの上訴期間内に在て獄則を犯したるときは其裁判確定の後該處爲に對し獄則違犯として處罰すること

を得へきや否やの質疑に對し答ふるに左案を以てせんとす問者果して首肯さるへや否

凡そ裁判未確定間に在る被告人に執行停止の未必條件を付與したる所以のものは良民不辜を罔せず權利を枉屈せしめざるの保險にして最も裁判に鄭重を措きたる訴運なり必竟刑法第五十一條の明文に則り刑の起算は判決の日に溯りて其効を有するは刑罰の時日は受刑者の爲めに有益に經過するを要するは法律の原則なればなり故に刑の言渡確定せざる期間は全然四人と同視すへきものに非ず其獄則處罰條項は如何四人懲治人の外他あらざるなり果して然りとせば刑期は判決の日に溯及するの効ありと雖も既に犯人固有の既得權實行中の犯則は結局罰す可らざるは理の當然にして蓋し法の精神も亦茲にあらんか

●其 一

重罪被告人欠席したるときと雖も裁判所は辨護人を撰任せざるへからざるかの質問に對し

余淺學寡聞常に法律思想に乏しきを以て縦し之れに答へんとするも恰も螳螂の斧に似て空しく紙上の笑柄となり問者の意に満たす能はずと雖も姑く卑見の儘を表示し先輩の明答を促さんとするのみ

本問は劈頭重罪事件の被告人に辯護人を要するの理由を説明せし疑團自ら氷解せん凡重罪被告人に辯護人を必要とするは訴訟法第二百三十七條の明文に曰「若し辯護人を選任せざるべきは裁判長の職權を以て所屬の辯護士中より之を選任すへし」と蓋し辯護人は普通に在ては被告人の利益の爲めに辯護論駁すと雖も其要は裁判の適實至正を得るに在り時に重罪事件の如きは事實複雑にして且つ刑罰の重大なる場合に於て斷然必要辯護の制を採用せり故に獨り被告人の利益なるのみならず社會公益上に於て亦必要のものとする元來重罪事件に付ては被告人の意思如何に拘はらず裁判長は辯護人採用必行の義務あれば此場合に於て敢て欠席と對席とを問ふへき限りに非るなり況んや本條別に欠席の明文なく純粹なる（撰任すへし）と命令的の條文存する上は無論欠席たるの故を以て辯護人の制を採らざるの理由となすに足らざるは余か平素の持論となす所以なり問者以て如何となす

●研究生の質義に答ふ

長野 溪州

の日に溯り刑期は起算するも是は法の明文により然らしむるも其期限中は純然たる被告を以て處遇すべきなり被告人の處遇中の所爲にして他日囚人となるも罰せらるる筈あるなし否決して罰するを得ざるものなり予無學無識敢て生の望まると博識の先生にあらず所感を陳べ參考に供せんとす

●跳蛙童子の質義に答ふ（其一）

同上

童子の問はるる要旨は看病囚甲病囚に乙若くは丙等他病囚の藥（皆て藥劑師若くは醫士の配製せしもの）を誤て與へし爲めに他病又は死に到らしめたる場合に何人か其責罰を受けるの意ならん問題の如き他病囚の藥を誤て服用せしめし爲め死に到る如き事は事實上有る間敷き事と察せらる如何となれば毒劇藥には其種類により總て人体に對する服用の極量あり醫士藥劑師は其量内に於て適宜投與するものなれば縱令誤て他人が服用するも死に至る如きとはあらざるべし萬一ありとせんか調劑其法に背きしものなれば調劑者の罪なり此點に付ては深く論するを要せず次に看病囚の投與を誤り藥違の爲め他病に到り其所爲法律の制裁を受くへき

問題の要旨は刑の言渡を受けたるもの上訴期間内に獄則を犯したるときは其裁判言渡確定の後該所爲に對し獄則違犯として處罰するを得べきや否やにあり予は罰することを得ざるものと判定せり其所以は抑も獄則處罰をなすは其犯則の當時現實囚人たるさるへからず即ち囚人にして犯則をなせし場合に限り刑の言渡を受くるも確定せざる間は囚人と云ふを得す他日上訴期限經過し確定せば其刑期の起算は現行法により宣告の日より計算すど雖も上訴期限中は被告人を以て處遇すべきものなり萬一上訴せば純然たる被告人として處遇せざるを得ず假りに上訴せず甘んじて服刑するものとするも其期限中は文信も隨意に發すべく食物の購求并に差入も許可せらるべく一として被告人の處遇ならざるはなし既に被告人の身分中に爲したる所爲他日囚人となりし曉に至り既に溯り罰するどせんか背戾の甚しきものなり今法律を設け其未施行期限中に既に其法律に違背の所爲ありとせんか他日施行の時に至り先に背したる所爲を罰せんか既得權を害する甚しきものなり總て違令犯行は其犯則其當時の法律規則と身分により處分すべきものたり本問の如き確定の上は判決

場合は即ち看病囚ならん然りと雖も如斯過誤の所爲にして法律規則の罰すべき條項を見ず從て其罰の種類を擧ぐるに由なし

●其一

同上

重罪は其罪の重きを以て審判の手續も丁重なるを要す即ち合議裁判の法により三人の判事を以て組立てたる部に於て之れを無問裁判し且必ず辯護士を付する等刑事訴訟法（二百三十七條）の定むる所なり偶々以て被告人欠席し欠席の儘審判する場合と雖も辯護士の撰任を要する勿論にして今更其詳細の理由辯明するを要せず

●其二

同上

第三問の如き事實は實際發生せし事實により判斷を下すべきものにして予判を付し難しと雖も今假りに問題に表るる事實により判定せば看守は正當に職務を行ひしものと斷定す如何となれば二三の囚人空手以て抵抗の事實は兇器こ使用せざるも暴行強嶮を極め抵抗の度甚しく看守は抜劍して之れに對せざれば遁るゝに途なく之れを鎮靜するに方法なきものと判斷せざるを得ず果して然りとせば其一目を瞎したりとて何ぞ刑法の制裁を受くるとあらん只正當に

職務を執行せしのみ

●和山生の質義に答ふ 同上

監獄則廿五條の領置貨物と給與工錢とは其性質全きものにあらず即ち領置貨物とは一入監の際携有したるもの一入監后裁判所監獄署等より還付せられたるもの一差入贈與其他に(賞金等)より得たるもの一就役により給與せられたる工錢等總て本人所有に屬する貨物を總稱す次に給與工錢とは其文字の如く就役により給與せられたる工錢のみを云ふものなり然して之れが消費に付ては二者各々別あり領置貨物は監獄則廿五條により父母妻子の扶助及其他正當の費途に充つるに付ては別段其用途及金額に制限なし然りとて一物一文なしに消費せしむる如きとは當局者の注意に存し決して爲さしむべきにあらず反之給與工錢の費途に付ては細則第六十二條により食物購求費は必ず工錢ならざるべからず故に領置の工錢なきときは所持金何程あるも食物の購求をなすを得ず又其金額は一ヶ月三十錢以下にして且つ領置工錢の半額を超するを許さす其他書籍物件の購入家族の扶助及諸種の費途に至る迄總て詳密の注意を要し所持金品に比し一層濫用を防ぐは給與工錢の性質なり

七條末項に依り故障を爲すを得べきこと及其期間を記載せざる可からざるものと思考す

(二)次に殊々生の質義あり其の要點を掲ぐれば重禁銅二月の刑と重禁銅一月の刑と二個あり而して檢事は一ヶ月の刑を二ヶ月と刑に通算執行すべき旨指揮ありたり然るに二月の刑は本年七月七日に確定し一月の刑は七月六日に確定す此の場合に於て一月の刑確定せば假令二月の刑に確定せざるも其の刑を執行し結衣を着せて拘置監に置くや否やと云ふにあり散士は此の場合には無論結衣を着せて餘罪囚として拘置監に置く可きを至當と思考す何となれば通算の意味は輕き刑を免するの意にあらずして重き刑に吸收せしめて執行するの意味なり故に他日第一の重禁銅二月の刑に對し控訴上に無罪となることあるも第二の重禁銅二月の刑は到底執行を見る可きものにあらずと思考す質疑者果して此の説を首肯なるや否や

●本誌第六卷第七號の質疑に答ふ 在大阪 洋々 散士

(一)迷理夢侵生は前號に於て判決言渡に付疑義と題し質疑せられたり其の要旨は公判に於て辯論終結の後判官は後刻宣告する旨を告げ一時退廷し合議の後判決言渡を爲さんとしたるに犯人は既に逃走したり此の場合には欠席判決を爲す可き歟將た對席判決を爲す歟と云ふにあり散士は此の場合に於ては無論欠席判決を爲す可きものと思考す何となれば對席判決と爲すときは大に被告人の權利を害するに至るものなり被告人は刑の言渡あることを知らずして五日間を経過せば其の裁判は確定し亦動かす可からざるに至る加之ならず刑事訴訟法第二百七條に違背するに至る同條に曰く對席判決に因り刑の言渡ありたるときは裁判長より其の言渡を受けたるものに前條の請求及び其判決に對し上訴を爲すを得べきこと及び其の期間を告知し云云とあり本條の精神より推究するときは對席判決の場合には必ず被告人出廷し居るものと解せざるを得ず假令辯論終結すると雖ども本人逃走して居らざるときは欠席判決を爲し且つ刑事訴訟法第二百

●在監人の信書は當該主任者の外 限りに他見せしむべからず 點々 生

在監人の收受發送すべき信書は總て之を監獄の長官たる典獄に於て檢閲し許否すべきは勿論就中其刑事被告人の信書に係るときは其都度當該裁判官及び檢事の認可を得たるものにあらざれば之を授受せしめざること、なれり、是れ取りも直さず其不逞を警め罪證掩滅を防ぎ其謀逃走等の媒介たるの道を杜絶するの意に出でたるものなることは素より將に疑なき所なりとす、然り在監人の書信は普通良民の如く信書の秘密を絶對的に保持せんことは法律上之を認めざるのみならず之を檢閲し及び許否する權は典獄及び其他に公許せられつゝありと雖も檢閲の目的を達する上に於て聊かの障礙なき事項にして尙未だ受信人發信人との間に於て意志の交通上他の公見を憚るか如き場合決して尠なきにあらず彼の普通寒暖を序するか如き信書は姑らく之を例外とするも事一家中の私事に涉り及び公私の權利義務に關し相送易するか如きことは可成的兩者の爲め信書の秘密を保持する丈の注意を以てせられんことを我當局者に希望せ

ざるを得ざるなり然らざれば即ち何れか一方の者に
して其身現に在監たるの故を以て相互間の思想の交
通を監督以外の小官俗吏に迄暴露せられ法定以外の
名譽を毀損せらるゝか如き場合未だ全く是なしと斷
言すべからず、加之ならず甚だしきに至つては彼
の未流の小吏の爲め之を害用せられ詐欺騙取等の手
段に供せらるゝことなきを必ずせからざるものあれ
はなり、假令は彼の通信を以て普通前日の貸金の催
促を爲すか如き又他より之を促かざるゝか如き檢閱
權以外の相互の名譽權に關し檢閱者すら可成之か秘
密を保護せざるべからざるにも拘はらず之を彼の責
任もなき俗吏に迄容易に之を披見せしめ公見するを
得せしむるか如き機會を與ふるは予輩斷して之を否
認せざるを得ざるなり、予輩が平素實見する所に依
れば在監人の書信を彼の責任なき又格外の必要もな
き付屬吏に於て擅まゝに之を開封し及ひ之を通讀し
自から得々たるか如きものあるを見て密かに痛心に
堪へざるものあり是等は實に誠むべき事にして檢閱
權の範圍を無限に濫用するものと云ふに予輩は躊躇
せざる所なり故に予輩は我當局者に望む所は監獄に
接受する信書は其種類の何たるを問はず監獄署第一

起し終に心神に注射再犯の念慮を壯絶せしむるを以
て刑罰最終の目的と爲すものとす蓋し自由刑執行の
目的實に茲に在りとせば當局者決して寤寐にたも忽
諸に付すへからざるは遠く輿論の認むる所にして今
更に余輩の腹々を費やすの要なきなり洵に檢束法の
厲行は治獄上神髓たり基礎たり他諸般之に關聯する
事業亦尠少なからざるにもせよ這は必竟所謂手足の末
業に屬すと云ふも敢て過言に非るなり然る所以は何
そや他なし其事務は獨特の能吏に任し文書整理は悉
く好蹟を呈し監獄衛生は普く露被し毫も間然する所
なく經濟又之に伴ひ計入制出會て遺策なく教誨又夙
夜營々熱度焦點に達し殆んど餘念なく作業の精巧等
一として容喙すべき點なしと雖ども檢束法に至りて
紀律不備規程嚴肅ならざる所あるに於て何すれを行
刑の目的を達するを得ん凡治獄の改善を圖るの秘訣
は其要嚴格なる紀律の下に屏息せしむるに在り假令
一舉手一投足たも渾て自身の行動を委せしむへから
ず徒に之に放任し獨り些微の瑕瑾なりとして寛恕看
過するときは其極遂に紀律紊亂命令行はれす百惡之
に胚胎するは之を理論に訴ふるも將た實際に徴する
も炳乎として亮かなる事實なり故に當局者は一意專

課長に於て之を開封し收受簿に記載し典獄の檢閱許
否を経て之を裁判所に移牒するなり(刑事被告人に
係るとき)或は直接に又は之を第二課長に移付し一
定の責任者より之を本人に告示するの方針に出てら
れんことを、而して其發信書の如きも可成直接に第
二課長に於て之を接受し典獄の檢閱に供し許否の決
を経て發送の手續に出てんことを予輩の希望なれ、
又信書の告示及び發信を接受するものは可成教誨師
の職とし其任に膺らしめんこと最も操縦の宜しき得
たるものにして予輩は彼我の便利多きを信するもの
なり當局者以て如何と爲す

● 檢事法の改善は主務員をして 各地方派遣を勵行するに在り

山 陰 生

治獄改善事業の進捗を圖るは最も刻下競争の場裡に
存する急務なり而して其實踐上事物に感應し之に要
する改善の方法道途は千種万類今遽かに枚舉するに
遑あらずと雖も就中其重きを改善に措くものは匪徒
檢束法を以て最とせり換言せば形而下の行爲に發顯
し愈國權の重大にして侵害する能はざるの感念を惹

心檢束法に着眼し競て思想の及ふ限り智能の及ふへ
きの改善策を講究厲行しつゝある今日なりと雖も如
何せん人後天的の慣行を脱蟬するは頗る難事に屬し
動もすれば舊慣を利用し爲めに發達の針路を阻礙す
るあるは已むを得ざる自然の狀態なり之獨り治獄事
業のみならず社會事物の上に就きては略易き實況
り然れども又時と場合の如何に依りては寧ろ舊慣を
利用するの優れるなきにしも非ずと雖も個は稀少に
して今や駸々日進の文明場裡に在りては昨の利は今
の害となり朝の得は夕の失と化し去り寤寐に以て變
遷際涯なき事物に新面目を發顯せり素より各個の腦
裡優勝劣敗なる感念を生したる以上は苟も舊害は唾
棄して新利に趣くは恰も水の低に就くか如し自然的
推移の感情なり然るを頑として執拗舊慣を墨守する
如きは進歩の澤に浴せざるの結果にして嘆すべきの
甚たしきなり況んや當局者か夙に改善を圖る治獄事
業に於ては最も深密なる注意と博渉なる交際を以て
行刑の本旨に副はんことを期すべきなり何をか博渉な
る交際と云ふ蓋し紀律の嚴格を保持し勉めて威嚴を
失墜せず檢束法其宜しきを得んと欲せば須らく二課
員をして各地に派遣し交渉して各自職務の實況を親

しく看破し檢束の蘊奥を探究せしむるに在り是れ改善上刻下の急務なり實に一長一短は數の免れざる所にして各地到る處悉くは完全無缺曾て間然すへき餘地なしと稱すへき府縣未だ稀有なるへきを信す素より風土人情の異なるに従ひ檢束の方法自ら異なる所あるは理の當然なるも今や全國同一なる獄則の下に立ちて進行するか故に總括上決して異類の行動なきは信して疑はざるも獄則園内に在りて細則内規は各地其揆を一にせず故に甲の檢束は寛待に出て、乙の羈束は酷遇に過ぐるやの許往々余輩耳朶に接するあり果して然りとせば行刑の本領再犯防遏の手段那邊に存するや得て知るへからざるなり從來各地とも經費の許す限りは出張頻々なりと雖も多くは他課の屬僚にして二課員の派遣等は至て微々たるものゝ如く冷淡に過ぐるの嫌なしとせず個は畢竟二課の僚員は終日終夜檢束にのみ従事し常に不足を告ぐる職に在るものをして隨時派遣せしむるときは其間曠職の煩ありて爲めに多くは派遣に吝なりと説くものあり這は未だ其一を知て其二を知らざるものゝ謂のみ諺に云ふ百聞は一見に如かずと宜なり凡そ人何如なるも到底先進同種のものに就き親しく實地審判利害

得喪の所在を撞見し而して始めて自家の思想に問ひ彼是比較對照し後之を實行するに非されは好成果を得るの事業蓋し少なかるへし依は視之將來倍治獄の進步檢束の完全を觀んと欲せば宜しく二課員派遣を勵行するに在り曠職は一時にして改善は永遠なり將來の改善は顧慮するなくして一時に姑息するは最も惜むへき治獄の不利と云はざるを得ず其他諸般の事務上に於て強弛を視彼の長を探り我が短を補ふは各自分掌の主務に付看破するに敏なるも之に反して他管の事務を視るは極めて遲鈍なるを以て偶他課の僚屬か齎し歸る材料は資て以て二課の事務に應用するに足らざる外觀的の通見なり故を以て結局專掌の事務に非ざるよりは實踐内行の深奥を看破するの能に乏しきは正に理の當然なり茲に於て各地相互に時々主務員を派遣し普く事務の實況を知得せしめんには今後檢束上一層の光采を發揚するならんと言するなり故に余は治獄の根基たる檢束法の改善に就きては宜しく交々主務課員の派遣を勵行すべしと掲題せし所以なり

懲罰犯行は精密に審査せられし

調生

信賞必罰は社會上及び法律上最終の制裁力にして行賞の難きこと目下征清軍功の叙勳行賞に關し武功審査委員會の組織ある豈に偶然のみならんや況んや必罰の至難たるに於て予輩其行賞の難きに優ること萬々なる可しと信せり、彼の語に所謂賞の疑しきは之を行ひ罰の疑しきあれば寧ろ其輕きに從ふへしとの格言あるに依ても之を推知し得へきなり、予輩此頃監獄内の信賞必罰に就て前掲の原理格言を顛倒せるなきやを疑はざるを得ざるものあり以下に於て聊か予輩の卑見を述へんとす

監獄則及施行細則の範圍内に於ける信賞必罰は其實に於ては賞者の付與に始まり假出獄及び特赦の恩典に浴するにあり要するに是等は感化遷善の捷徑となり導火となる其實表を得たるものに在つては特に遇待を厚ふし衣服食物等特別の恩遇に預ることを得、其假出獄特赦に至つては賞の最大なるものにして刑期限内なるにも拘はらず解放の特典に逢ひ身軀の自由を回復せらるゝ等全囚中無限の榮譽とせり而して一面其罰例の如何に至つては罰室、減食、屏禁獨憤よ

り施いて施欽窄衣等種々あり皆其犯行の如何に依て監獄長官たる典獄の權内に於て取捨斟酌し適行せらるる所にして罰室減食を以て最重なるものとせり、然り而して其賞罰を適應する手續の上に於ても大に疎密の差異あるが如し賞の如き其實表付與の如き數回の直接監督者より出したる行狀其他諸般の考徴報告書を根據とし監獄官會議に於て更に之を考覈し殆んど全く非點なき度に達したる者にあらざれば之を付與せざることゝし進んでは他日此賞表は假出獄特赦上請の証憑となり假出獄は監督最高官たる内務司法兩大臣の認可を要し特赦は上至尊の上裁を請ふことにし行賞の如此鄭重なる手續を要するにも拘はらず其罰は全然之を典獄に委任せられたるは要するに獄則懲罰は行刑取締權に屬するの然らしむる所なりと雖も此懲罰權の行動の如何に至つては充分慎重なる注意を以て詳細に取調の上ならては敢てする能はざるは勿論にして此懲罰權にして操縱宜しきを失するあらんや彼れ無辜なる被懲罰者は之を辨疏するに途なく衷心不平に堪へず獄吏の無情不明を怨み果ては自暴自棄に陥り罰室減食は何等効を奏せざるのみならず再三再四之を屢するなき能はざるあり結

局此種の懲罰は寧ろ懲罰なきの優れるに若かざるものあらんとす、是れ予輩が行實の必罰の難きに若かざるを嘆々する所以にして、從來各地の監獄に於ける懲罰の手續を見るに或る非行なるものに對し當該戒護看守一篇の告發書に依り其甚だしきは事實の有無尙且つ之を審訊せず所管看守長に於て直ちに科するに相當思料したる間室なく減食を擬當し典獄の決を経て之を執行せる向なきにあらざるが如し若し果して如此處罰手續の疎漏なるありもせんか懲罰權濫用の誹を免かる能はざるのみならず紀律を維持するの具たる獄罰處分は偶々以て彼れ被罰者をして獄則を蔑如せしむるなきを得ざるに至る豈に注意戒慎すべきことにあらずや、要するに獄則處分は何等の非爲犯行に對し如何なる獄罰を科するやの規定あるなく勢ひ認定の區々に出づるなりと雖も其處罰以前に當つて相當の審問鞫訊を送け可成其手續を慎重にせられんこと予輩の本稿を草する所以なりとす當局者以て如何となす

●罪質別に依る監房別異は果して厲行せられつゝあるか

之を實地に行はればざるか如きは吾人の日頃實見する所にして平素以て遺憾とせり、最も現行規定の如く罪質を別ち又其内に就き年齢に依て監房を別異するか如きは目下の現況に照して之を許さざるか如き點なきにあらずと雖も其能ふべき範圍内に於てする罪質に依れる別異法を厲行する能はざるか如きは既往及び現在に於て監獄改良の一大障害たるなき能はざるなきか、吾人か平素實際に於て目撃する所に依れば新聞記者にして不幸法網に觸れたる者及び毆打又は風俗に關する罪を犯したるものにして彼の慣習的罪族の強盜竊盜等の累犯者と居房を共にせるか如き、其多少教育あり一般社會上の條理を識得せる者に在つては此雜居に伴ふ所の精神上の苦痛不愉快は實に名狀すべからざる者ありて存するなるべし、教育あり他の同房者の爲め醜化せられざる道心堅固なる者に於て既に爾かり、去れば是より一層下れる智識經驗の乏しき者に在つては能く其良心を維持し他の爲めに銅化せられざるもの果して幾人かある、至茲吾人は罪質別異を云はざらんと欲するも豈に默するを得んや彼の強盜詐欺の累犯者か雜居監房内に於て喋々辯する所は果して如何なる談話を以て滿た

十數年前に於ける我國監獄の程度は實に幼稚の域にありて動もすれば世人の監獄を目して犯罪の學校なりと評せしは吾人の曾て耳にせし所なり、升は餘り酷評たりしか如しと雖も熟ら當時の實際に就て之を追想するに犯罪の學校まてとは云ふ能はざるも刑罰執行の場所たる監獄は却て罪惡増加の媒介となり犯罪を累加せしむるの階梯となりたることは殆んど將に疑ふへからざる事實なるか如し、爾後監獄の天地は全く一變し監獄則始め之に關する規則命令等屢次の改正増補を経て現行監獄則の發布を見るに至れり本則に於ては我立法者も大に右等の點に注目せられたりと見へ其第十一條に於て各罪質は從て嚴に其に監房を別異し又其罪質別の内に就き年齢に依て更の之を別異することを命ぜり、要するに是等は畢竟犯罪の傳播を豫防するの精神に出でたるは勿論、彼の國事犯の如き或は未だ甚だしき破廉耻に陥らざる種類の囚人をして刑罰以外の苦痛を感せしめ及び他の犯罪分子に醜化せしめざらんと意に出でたることは將に疑ふべからざる事實なりとす、然るに目下全國監獄の實況如何と云ふに監獄則規定の別異は未だ全く厲行せられざるのみならず彼罪質別に依る別異すと

されたるかど云ふに問はでも知るべき彼等か前日社會にありて巧みに世人を欺罔し及び鎖鑰を開き又或は脅迫し以て金圓を強奪したる實歴談を然かも誇大に辯するを以て無上の名譽とせる者多きか如し、去れば動もすれば即ち同類相和し同病相憐の知己となり朋友となり専ら其惡手段を習得するに至るか如きは事實免かるべからざるの通弊なりとす、此弊にして充分豫防し及び杜絶するにあらざれば再犯防遏の手段は殆んど將に行ふへからざるなりと云ふも吾人は聊か其過言にあらざるを信す此弊を矯め及び未萌に之を豫防するは劈頭に於て罪質別異を厲行し又其内に就て初犯者も再犯以上の者とを然かも嚴格別異する方法を講ずるより他なかるべしと信す、監獄の新築改築は實に尠からざる費用を要し加之ならず行刑上國家百年の大計に屬すべきものなるを以て之を忽諾に付すべからざるは勿論又舊來の如き多くの監獄に在りては監獄則規定の別異法は盡く之を厲行するに由なかるべしと云ふと雖も監獄則第十一條に云ふ所の各罪質に從て嚴に其監房を別異し罪質別に依て別異は嚴格に之を實行せられんことを吾人は希望に耐へざるなり予輩此頃もある新聞記者入獄記

●德川政府裁判所の構成及び權限 落着に付達 (承前)

明二十二日詰衆寺社奉行、大目付、町奉行、登城これあるべき旨仰出され候依て明日評定所或日延引の事

編者曰く此日朝六時登城の面々、大廣間溜詰諸大名、并寺社奉行水野右衛門太夫、町奉行甲斐庄飛彈守、北條安房守、大目付内藤新五郎、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐、御目付日野根長左衛門、藤室主馬、戸田八郎兵衛、松平孫大夫、土屋市之丞、宮城主殿、御老中を以て御下知書御渡し夫より評定所へ出席す

評定所に松平越後守光長が家人等を召出され各罪を定め下さる小栗美作、全大六、歴年奢侈につのり、不忠のふるまひなればとて自殺を命ぜられ、永見大藏、萩田は主馬は八丈島に、岡島壹岐本多七左衛門は三宅島に、小栗兵庫、同十藏、安藤治左衛門は大島に配流せしむ、これらは美作が奸計の事とも速かに、はか

へ内藤新五郎殿致仰渡候、御老中は御出座これなく、外の従人衆、倒のこどく列座、御船大將向井將監、小笠原彦太夫、小島助左衛門罷出られ候に付、越後守殿家來には與力同心附きまいらす、出家一音には當番の同心雙方より二人つゝ相添、小笠原彦太夫方までさし遣し候

編者曰く當日は、寺社奉行水野右衛門太夫、大目付内藤新五郎、町奉行甲斐庄飛彈守、北條安房守、御目付日野根長左衛門、藤室主馬立會にて落着申渡、遠嶋の罪人は、預り大名の警衛人數にて御船手頭へ引渡し、僧一音は牢より呼出したるもの故町方同心附添、御船手頭へ引渡たるものなり、小栗美作父子切腹の場所へは町奉行より出役無之、大目付、御目付出張して所刑せしめたるものなり
流罪人の警衛には、御先手組より鐵砲五十挺、弓七十張を以て晝夜非常を警戒す御預り大名より番船を出して張番し流罪人乗り込みたる船の近邊には通船を止めいと嚴重なりしと云ふ
流罪人嶋着七十五日の見積、御扶持方下され預り入手前より米十俵、銀一貫目、衣類葛籠二個隨行の下人には葛籠一個送りしと云ふ

らはず、主人の家國擾亂せしめしとてなり、美作異父兄、戸川主水安平は小性組の番士なりしが、これも南部遠江守直政に預けらる、美作父子は松平越前守綱昌が邸にて自殺するにより、大目付彦坂壹岐守重紹、坂本右衛門佐重治、目付戸田八郎兵衛忠利、松平孫太夫重長、宮城主殿和證、土屋市之丞正敬をして、これに臨ましめらる僧一音は此頃越後の藩士等騒動の事を演義し、越後記と名付、無根の空言を流傳せしを以て是も八丈島に流さる、けふこのこと裁判終りし旨三家并に甲府へ使もて仰つかはさる恒例の或日相延の俄に評定所に於て御寄合有之役人として此方より(南町奉行組)安藤小左衛門、高梨善右衛門、佐久間傳左衛門、仁杉與兵衛、辻九兵衛稻澤彦右衛門、増田四郎左衛門、向方より(北町奉行)中番深澤十太夫、柴田十左衛門、中島江右衛門、中村八郎左衛門、大番番都筑庄左衛門、村瀬清左衛門、羽田長左衛門、同心二十人四ツ半時より罷出る松平越後守殿家來永見大藏、萩田主馬は八丈島、岡島壹岐本多七左衛門は三宅島、小栗兵庫、同十藏、安藤治左衛門は大島外に出家一音をも大島へ流罪、戸川主水を南部遠江守付御預け右之通致仰付候、大目

越後の家士片山外記は、稻葉右京亮景通、中根長右衛門は、水谷左京亮勝家、渡邊九十郎は、伊藤出雲守祐實に召あつけれ渥美久兵衛、林内藏助、小栗右衛門、安藤平六、野本右近等は追ひ放らる、これらは皆祿千石以上を領し其家政にあつかりしどもからなればなり

同月二十六日松平越後守光長を伊井掃部頭直該かもとに召て、稻葉美作守正則上使として仰下さるゝは家國鎮撫するとあたはす家士騒動に及はしむるに依て所領を收公せられ松平隱岐守宣直に預けらる、三河守綱國は酒井修理太夫忠直か邸に召て水野右衛門太夫忠春もて、れなし旨により水野美作守勝種に預けらるゝ旨仰下さる、京極備中守高豊は越後守光長を豫州松山に護送し、黒田甲斐守長重は三河守綱國を備後鞆に護送すへしと仰付らる各配所にて光長に一萬俵、綱國に三千俵たまふへしと仰下さる、この日三家、甲府に光長か國除かれし旨仰つかはさる同月二十七日越後守光長か所領沒收せらるゝによて寺社奉行松平日向守信之、秋本但馬守喬知、大目付坂本右衛門佐重治勘定頭高木善左衛門守養をつかはさる、また松平大藏太輔正甫、柳原太式部年政倫、牧野

駿河守忠廣は高田城受取、水野隼人正忠直、溝口信濃守重雄は同城在番、堀左京亮直利は同國糸魚川の城番、使番蒔田八郎左衛門定成岩瀬善左衛門氏朝、中坊長兵衛秀時同所の目付にあてらる、松平大和守直矩、松平上野介近榮は兼て越後の家士争論の事あつかいしさま、よからねばとて、各閉門せしめらる大目付渡邊大隅守綱貞も前代このことの起りしとき酒井雅樂頭忠清、久世大和守廣之が申詞のみをうけて、裁断せしさま職に似合す、ひかことなりて八丈島に流さる其子書院番組頭半右衛門廣綱は相馬彈正正弼昌胤に二男中興小性安藝守綱高は金森萬助頼時に三男書院平岩助右衛門親綱は大關信濃守増榮に召預けらる

同月二十八日この日朝會にのぞみ給はず、群臣皆宰相に謁して退くこれ越後守光長が國除かれしをあらみ思召がゆへなり、又光長が家人とも府内ゆかりあるかたに身をよするとも、あるひは舊領、近邊何れに止さるとも、こゝろにまかすべき旨仰出さる、けふ酒井修理太夫忠義が宅にて三河國綱國失心の聞にあるにより目付内中孫十部友明、藤堂主馬良直をして檢察せしめらる其實は綱國が供したる家人小岸藤

左衛門、戸田五郎兵衛二人、主の滅亡をなげき自殺せしをもてなり
同月二十九日酒井河内守忠舉、下野守忠寛へ久世出雲守重之もて遠慮すべしと仰下さる、これは其父とも在職のとき越後家士訴論、裁断のあしかりしをもてなり

同月晦日、松平三河守綱國が家司、本多監物追放たる、是は綱國との賜邸收せらるゝとき、うけとりにまかりたる有司に、ひか事申したるもてなり
七月十二日二たび越後光長、所領收公せられて、高田城は松平大藏太輔政倫牧野駿河守忠辰をして請取らしめ水野隼人正忠直溝口信濃守重雄に在番せしむ、家人等城下退散のとき其地にあるべしと思ふものは査檢して置くべし、退散せん望の者は紛擾せず、借宅すべき旨目付より證文出さしむべし家人等武器器財の其身の心にまかすべし、糸魚川城は、堀左京亮直利請取、其人数にて破却せしむべし家人退散の事上使到着より三十日を限るべし家人の宅、并に市井火をいましむべし、空舎は農商をして守らしむべし争論紛擾をいましめ、違犯の輩は誅戮すべし若し加擔せば本人よりも罪重かるべし、在番中番入を歸

正 誤

貴社監獄雜誌第六卷第六號寄書欄内大阪府監獄ノ美ト掲題シタル記事第二晝夜分勤法ヲ改メテ更ニ從前晝晝夜勤務ト爲セシ云々ト掲載シ總テ看守ノ勤務ヲ隔日勤務ニ更改セシ様見ユルモ當署ニ於テハ勤務ノ性質ニ依リ其一部ヲ隔日勤務ニ變更セシ義ニ候條次號ニ此全文ヲ掲ゲ御訂正相成度此段及御照會候也
明治廿八年七月十九日 大阪府監獄署

東京市四ッ谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會支會御中

寄 書

給與工錢に對する債權

南筑邊 偶生

監獄雜誌第六卷第六號に於て浪々生は「給與工錢上差押權に就て」てふ表題を掲げ以て一場の議論を試みられたり予輩は今此に少しく問題を變し聊か卑見を陳へて浪々生及び當局者の電覽を煩さんど欲す請ふ之を諒せよ

元來四人に給與せらるへき工錢は實に一種の恩恵に

すべからず、申旨あらは、在番沙汰すへし竹本一切伐とるべからず狼狽押買すべからず通積は證文のまゝなるへしとなり

同月廿八日、二の日越後國糸魚川の城ならひに鬼伏の關所を破却ありし旨注進あり八月十八日、光長所領没入せられし故、高田の方(光長母)川田ヶ窪の邸宅並光長か遺財ことごとく下さるゝ旨所族松平出羽守綱及伊達遠江守宗利に仰下さる

同月廿三日禰原式部太補政倫牧野駿河守忠辰越後よりかへり謁す

同月廿八日京極備中守高豊黒田甲斐守長重は、松平越後守光長父子護送はてしかへり謁す

十一月十日松平丹後守光茂、石川主殿頭憲之、參觀す勘定頭高木善左衛門守養、越後高田より歸り謁す勘定の輩同し

同二年壬戌正月十日松平大和守直矩、松平上野介近榮、共に閉門をゆるされたれども、宗家越後守光長か家人争論の事、あつかいしさま、よつからすとして大和守直矩は姫路より豊後國日田にうつされ原封十五萬石を八万石削て七萬石になされ上野介近榮も封地三万石の半を削て一萬五千石にはなる (未完)

して其要は出獄後凍餓、流離、無頼、無産、の徒たらしめず所謂自活の途を得せしめ以て良民に復歸せしめんと欲するの目的に出たるや疑なし去れば當局者たるべきものは宜しく其趣旨を誤らず努めて之か貯蓄を奨励すべき責任ありと云ふも強ち過言に非ざるなり夫れ然り而るに予輩は此の給與工錢に對し債權なるものは如何なる關係權力を有するかを論ぜざるを得ざるの場合に際會せり依て予は左に之を試みる處あらんとす

第一理論上の觀察

凡そ債權なるものは非常の權力を有するものにして法律は之に許すに債務者に對し單獨に若くは權利保全の爲に若干の強制手段を以て羈絆するを得せしめたり換言すれば義務の履行を怠りたるものに對して訴追し財産を差押へ強て執行せしむるを得るなり故に訴權あれば此に差押へ權あり又差押へをなし得るものは必ず訴權を有するや明けし而して義務の發生する原因は我民法財産論第二百九十五條によれば一合意に不當の利得三不正の損害四法律の規定の諸件なりとす即ち此の義務を負擔するものは相當の時期に於て債務を履行せざれば彼の所謂羈絆に繋る

も止むを得ざるの結果にして何人とも雖も之に抵抗する能はざるなり果して然らば四人に給與せし工錢とても未だ曾て民事訴訟法又は其他の特別法に差押ふへからざるの除外例なく亦訴訟進行の中止せらるべき何等規定なきを以て見れば給與工錢の性質として法律が差押を禁ずるの恩恵を與へしものにあらざる無論民訴の支配下に在るや更に一點の疑あるべき筋合なきにより固より本因か妨訴抗辯に効力を生ずべき道理なく從て監署に之を拒絶するの理由あると云かるへし現に四人に裁判費用として裁判所が徴收するところの實況を見よ領置の工錢迄遺漏なく調査を遂げ全額に満だされは領置額丈け分納せしむる位に追徴するにあらずや勿論裁判費用は一己人の債權とは成立上相違ありと雖も權利者に但た國と私人の差あるのみにして其債權たる上に於ては寸毫の輕重あるとなし是を以て之を見れば當に國に對するの債務なるのみならず或る場合には一般の義務の爲に領置工錢上に羈絆を受くるも理論上當然のことにして毫も間然すべき理由を見ず人或は民事訴訟法第六百十八條第六號を援用し來て曰く本條職工勞役者又は雇人か其勞役又は役務の爲に受くる報酬は差押ふる事を

得ざる規定にして四人の工錢も之に準據せられたれば決して差押ふべきものにあらすと夫れ然り豈然らんや先づ本條を解せんには須く本條の本文に「左に掲ぐる債權は之を差押ふることを得ず」とある債權に着目せざるへからず本來債權とは債務に對する用語にして本條即第六號に於ける債權者は實に勞役者等なりとす然るに勞役者等が債權の實行即ち報酬を受け終へたらんには已に一方に義務者なきを以て此に依然として債權存立すべき道理あらんやされは本條に差押へを禁じたる場合は報酬物件を未だ勞役者等が更了せざる以前ならざるへからず然らざれば斷じて債權とは云ふ能はざるなり故に四人の工錢と雖も未だ給與せざる以前は差押へからずと雖も其已に給與し監署が保管したる以上は最早純然たる四人の所有に歸したるを以て當然差押の目的となるべきものなり然るを或は給與工錢は出獄の際本因に下付する迄は四人の所有に歸すべき者にあらすと迄論するものあり何ぞ夫れ自家撞著も亦甚哉試に思へ財金を許し物品購入せしめつゝあるは何ぞや四人其のもの、所有金にあらずんば何を以てか之を許容するか監獄則第二十五條は單に浪費を制限するのみ論者の説は

實に謂はれなきの僻見なりとす抑も工錢は恩恵に出たるには相違なしと雖も現行刑法及監獄則の成文上給與すといふ以上は如何なる場合と雖も絶對に給與せざるを得ず故に謂は「恩恵を以て工錢を給與するにあらずして立法上に恩恵を意味せしに過ぎず又刑法草案第三十二條及び其の法たる佛國刑法第四十一條に於ても（佛刑は輕罪の禁錮なるも）工錢を受くるの權利を有すると全時に行政廳は必ず之を與ふるの義務を帶へり然らば即ち領置工錢は權利的に取得したる彼等の所有財産なるを以て他の債權の爲に差押へらるゝも何ぞ之を怪むに足んや

第二事實上の觀察

給與工錢は實に出獄後自活の途を得せしむべき最大有要の貯蓄なり語を換くて言は「依て以て生活の方法を立て再び犯罪に陥らざらしめんと欲するものに相違なしと雖も然れども普通の原則として人に加へたる損害を賠償し又は裁判費用の如き其他負擔したる義務を履行すべきは當然のことにして而も德義上人の最も重んずべきとす故に前段に陳へたる如く四人と雖も此原則を遵守すべき義務を免るゝ能はず是を以て一度負ひたる債務は早晚必ず償却すべきも

のなるにより其負擔額丈けは勢ひ出獄後に於ける生活上に關係を來すべく依て出獄前之を支拂はしむるは却て出獄後の負擔を減輕せしめ且つ生活上の障礙を除くの道理あるを以て寧ろ差押を待たず四人をして眞に此德義心を涵養し善良なる天性に復歸せしめ自ら進んで義務を履行せしめんと欲するは予輩が持論にして亦國家の經濟なり殊に此の支拂は彼の食物を購求するが如き費用とは管に目を同ふして語るべきにあざるのみならず出獄の前後に依て四人には秋毫の不利を來さず却て或場合には利息の増加を免るべき利益を見る事あるべし、されば此の仕拂は給與工錢の性質とも云ふべき自活の途を達する目的に供用したりとするも豈敢て惡言とせんや此理に由つて推考すれば債權の爲に差押を受くるも之に對して何等非難すべき口實あるべき筈なく又一方に於て債權者は法律に遵て差押ふるものなれば無論之を拒絶すると能はざるなり

終に臨んで猶一言すべきものあり上の如く論し來らば人或は頗る冷淡を以て視るなるべし然れども現行法上より立論すれば給與工錢は正しく權利的の取得に係るを以て債權の爲に差押を被るも亦致方なき次

後者は不生産的治療也二者の得失利害豈に智者を待て而後之を知らんや

犯罪の社會に於けるその害毒や猶病の人身に於けるか如く夫然り然らば之か治療の則を人身の病に取るも亦大失なき乎吾人は是非取るべきことを信す果して然らば二者の治療中生産的即未萌に治するの亦得策たるや辯を須ひず然るに怪むへし吾國未だ貧民救濟會等の設置なきを今や征清戰勝の大光榮は端なくも吾極東の文明を全世界に紹介せり外に向ふて文明の大光榮を荷ふ所の社會内に顧みて自己の術法將目活の經濟法を知らざる等取て耻ふる所なき手間には之か講説を試みざるものなきに非ずと雖徒に世の宗教家を責め或は慈善なきを慷慨して只一時の快を取らんと欲するものにして未曾て容易に實行すへきの明教に接せざるものは余輩の常に一大遺憾とする所なり依て今余は不肖を顧みず自ら思ふ所を述べて社會に忠ならんと欲す

宗教家固より責むへし世の慈善家なき亦固より歎くへし雖然その社會人民の經濟思想十分發達せば熱心なる宗教家なく將慈善家なきも貧民救濟會等の設置亦深く憂ふるに足らず然れども如何せん未だ經濟思

第なり好し他日工錢が幸に恩恵を以て給與せらるべき事に改定せらるゝ曉に遭遇するも他人に債務を負ひなから之が義務を終へず安全に生活を營まんと欲するが如きは道理に於て決して許すべきものにあらざるなり聊か所思を述ふると如斯

●余輩か貧民救濟會

在神戸 日隈湯岳生

社會の犯罪あるや恰も人身の病あるか如く實に一大憂患也人の病に侵さるゝや病苦滿身を刺衝して爲に全部の活動を鈍からしめ若くは全止するに至るなり故に人の病を怖るゝや蛇蝎の如く賢となく愚となく誰れか亦之れか治療を欲せざるものあらんや夫然り然りと雖之れか治療の法に至ては大に賢愚あり賢者は之を未萌に治し愚者は之を已發に療す之を未萌に治するものは常に氣をして盛ならしむ之を已發に療するものは治療の爲め益氣をして飢へしむるものあり前者は身体日に健全を加へて喜喜快快業務を執り得るか故に治療に失ふ所は忽ち健全より產出して餘りあり後者は之に反して心胸鬱々失ふ所は更に翻收し得ること能はず換言せば前者は生産的治療にして

想の十分發達せざる社會に向ふては朝三暮四否小損大利の好算盤的たるも眼前多額の費用を要する衛生法を講釋するは無益なり昔名醫扁鵲病勢を説て衛生を齊の桓公に勸む然るに桓公の智而も名醫の言を未發に用ること能はず況んや无智の社會に向ふて而も難澁なる救濟法を未發の犯罪に説くをや其心に入り難き亦元よりその所なり故に余は尤も何人も合點し易く且實行し易き法を述んとするものなりその容易法とは他なし世の諸會社を以て貧民救濟會とせよと云ふに在り

余輩情ら想ふにかの紡績等の諸會社は社會犯罪者の淵藪たるなき乎彼社會の蠹害奸惡の徒か己か得意の毒手を十分伸さんとするも如何せん世の警察事務は日に緻密を加へ假令彼等か尤も得意の舞臺とする難沓極まる三府五港の地も目的なく業營なくして屢徘徊するは運命を永久に持し難きを以て一時身を會社に寄せて社會を欺き己か要爲の痕迹を没せんとする者なきや保し難し否余輩は多數之れ有るを信す聞道會社各職工精勤の獎勵法ありとこの獎勵法あるは即彼職工の欠勤者多きを證すへし欠勤者多きは彼社會犯罪の亡命者多きを知るへし何となれば多くは其日

暮しの彼等職工社會正直なる職工には一時の價も眞に千金の思ひあるへし一時千金てふ貴重なる光陰如何を由なくして好しや欠勤せよと勸むるも彼等に能く欠勤し得んや欠勤せん乎忽ち其日の糊口に窮するを如何せん已に一面この自然的な一大勢力を有する精勤督責者あり況んや他の一面には精勤獎勵法あるをや然るにも拘はらず動もすれば欠勤者多きは何故ぞ之れ豈に輕看すへき事柄ならんや之れ余か諸會社は社會犯罪者の淵藪たるなきやを想像する所以なり余か想像にして大差なくんは余は大に官衙に向ひ會社に向ふて訴ふる所あり何ぞや曰く先づ諸會社を以て營利の傍を貧民救濟會たらしめよと雖然收益を減殺せよと云ふに非ず(云ふも无益なるを知るか故に)只彼等職工の身分を精選精探し而して入場を認許せしものは己が子弟の如く十分保護し監督すへし可成は一の寄宿舎を設けて勵行的悉く之に寄宿せしめ特別の事情あるに非されば通社を許さるることにし日々の勤怠は表を制して悉く記入し以て保護監督に便し且一月中與ふる所の休日には宗教家等を聘して修身齊家宗教等の道を聽講せしむべし而して都ての結果は之を官衙に報告して行政司法の材料に供すべし

利の實を享けん汝が子孫は長く汝の餘慶を蒙り貧民は父母子弟を養ひ身刑戮を免るゝことを得れば之れ豈に汝が恵として長く汝を敬慕せざらんや之れ即病を未萌に治するものは身体日に健全を加へて喜々快々業務を樂しむ大幸福者に非ずや豈かの已發に治するの不愉快の不生産的のものど利害得失同日の論にあらんや余輩が現今の貧民救濟會大略如此幸に世の容るる所とならば一は目下の急を救ひ一は以て戰勝國の大光榮に伴ふべき乎敢て大方の賢者に問ふ

●福岡縣小倉監獄支署を見る

在大阪 洋々 散士

散士本年七月暑中休暇に際し故郷豊前の國に歸る散士か故郷を出で東京に上りしことは今を去ること九年前なり今や故郷に歸り兩親の無事なる顔を観欣喜雀躍せり七月三十一日偶々閑を得小倉町に遊びしを以て小倉監獄支署を一覽せんことを請ひしに支署長岸原虎雄君直に之を諾し散士を應接所に延き暫時獄事上の事を談話せり氏は尤も獄事熱心家にして其の談する處一言一句人をして感ぜしむ且つ事務室の如き簿冊整然として秩序あり少焉て看守長松木榮太郎

し而して之が報告を受くるの官衙は救濟會の保護に於て自己の職務を全ふするに於て直に彼等か原籍地の官衙に照會して彼等が陳述の身分に於ての可否を確め荷も疑はしきものは十分調査して決して社會を欺くことを得ざらしむへし入社後は時々會社の報告等に照して彼等の動作に注目を怠らざるへしと云ふに在り別言せば犯罪の淵藪を變して植善の田園たらしめよと云ふに在り一見之を考ふれば會社に於ても種々手数を増し從て入費も増すやの感ありと雖行ふてその宜きを得ば職工の欠勤少きは彼等が業を樂んで永年從事するにより生ずる利益は十分之を償ふへき乎官衙に於ても亦得る所蓋し少々ならざるへし之れ余が經濟思想に乏き現今の日本國民に向ふての貧民救濟會として世の大資本家及當路の士に計らんとする所なり大資本家諸士諸士よ汝東西古今の實歴を聞け貧富の懸隔は長く汝等を樂天主義の境遇に置すして尤も怖るへき厭世主義の悲境の引出し去らんとすこの時に至て悔ふとも亦何ぞ及ふへけんや所謂病膏盲に入らば之を救ふに道なきものなり之を救はんとするも救ふこと能はざるに身先づ斃れん汝今にして冥謀を廻さは汝は慈善家の榮名を保て而も大收

君の案内にて監内を一覽せしに其の掃除の行届さしこと殊に監房の如き柱、板張り、の如きは光輝ありて人影を移すに至る其の衛生の方法至れり盡せりと云ふ可し散士嘗て關東の監獄を一覽せしに何れの監獄にても監房に至れば一種異様の臭氣紛々然るに此の獄や此の臭氣なし當局者の衛生上に熱心するにあらずんは焉ぞ斯の如きに至らんや監内所々に板塼の破懷せしもの、堆積しあるを見る支署長の言に依れば七月廿四日の暴風の爲めに破損せしに付き臨時費を以て之を修繕せんことを請求せしに近日常置委員監内を巡視するを以て可成現況の儘に致せ置けとの事なるを以て其の儘に致し置さしなりと左もありなん福岡縣管内に於てすら壹万餘の倒家あり船舶の如き破懷せし者數百艘ありと聞けり況んや獄内一小部分の板塼の如きに於てをや散士亦支署長に之を聞く本年當獄に於て未だ一人の虎列刺患者を出さずと世人の知る如く本年虎列刺病の嚙失は豊前門司港に發生せり而して現今門司港に於て屋外の勞働に服する勞役者四千餘人あり此等のもの賭博其の他喧嘩口論にて入監するもの多くあり依て門司港開けてより犯罪人を増加せりと然るに是等の虎列刺病發生地の新入

監者あるにも拘はらず獄内一人の虎列刺病者を出さ
 いるは其の衛生に熱心なること云はずして明けし矣
 散士は獄内を徘徊して唯たの冀望を惹起せり并は何
 ぞや監内割合に樹木少きことはなり現今の在監人員
 は四百七十餘名ありと聞けり人は呼吸の際に於て酸
 素を吸収して炭酸を呼出し樹木は炭酸を吸収して酸
 素を呼出するものなり故に人の生活に必要なは酸
 素なり酸素なければ一日も生活すること能はず酸素
 を製造するものは樹木なり故に樹木は人の生活地に
 は必ず培植せざる可からず然るに此の獄や樹木甚だ
 少し尤も此の監獄は近年の新築に掛るを以て未だ其
 の運びに至らざること、思考す囚人の役業は藁工、
 機工等なり役場誠に静肅にして私語するものなし囚
 人にして戒護者に對し用事あるものは右手を高く舉
 ぐるが如し散士が工場巡視の際場所々に右手を舉
 げしものを目撃せり果して然りとせば發言を擧りに
 せずして用事を使するを以て誠に最良方法と思考せ
 り他監獄に於ても斯の如くせられんことを冀望す既
 にして監内を一覽し看守長松木君に別れ門を出でん
 とせしに門内左傍に人民扣所あり内に揭示の如きも
 のあり就て之を觀れば三個の揭示あり第一の揭示は

食物差入心得にして飯量と差入の時間なり飯量は正
 味百四十目とす但菜は之に相當する量に限るとあり
 第二の揭示に諸願伺屈等の受付時間なり何れも至當
 の事にして一言の容喙する處なし然るに第三の揭示
 を見て聊か穩當ならざることを發見せり第三の揭示
 は刑事被告人の飯量其の他の差入手續なり其の一條
 に曰く飯差入を願ふものは必ず實印携帯本人出頭の
 上出願すべしとあり散士以爲らく食物の差入を願ふ
 如きは何の必要ありて實印携帯せざる可からざるや
 假令之を規定するも到底其の目的を奏すること能は
 ず何となれば監獄署は町村役場又は登記所の如く印
 鑑を背て保存しあるにあらず故に其の實印なるや將
 た偽印なるや之を識別すること能はず強て其の目的
 を達せんとせば實印に付き町村役場の證明を要する
 に至る若し其の證明を要せずとせば必ず實印携帯す
 べしと云ふも有名無實にして到底其の實印携帯の目
 的を達すること能はざるに至る加之ならず尙甚しき
 不都合を生ず凡そ田舎に於て實印を所持するものは
 一家の戸主一人なり若し戸主入監するときは其の家
 族たる妻子兄弟は遂に實印なき爲め差入物を爲す能
 はざるに至る換言すれば戸主以外のものゝ差入は之

を許さずと云ふも不可なきなり豈に究屈なる規定な
 らずや次に本人出頭すべしとあり法律の進歩せる今
 日訴訟其の他人の權利義務に關する重大の事すら尙
 代理人を許す然るに一些事たる監獄差入に於て代人
 を許さずとは實に解する能はざるなり第二條に曰く
 差入を願ふものは總て前日より出願許可を受け置く
 可しと彼の田舎より差入を爲さんが爲め未明に出發
 して監獄に至り差入を爲さんどせば前日より許可な
 きを以て之を許さずとせば其の差入者の心事果して
 如何ぞや宿泊するには宿料なく爲めに空しく歸家し
 て再び來らざると得ざるの不都合を見るに至る故に
 半紙一帖の差入を爲すも尙二日の日子を經過せざれ
 ば差入を爲すを得ず散士は此の如き規定は速に改正
 せられんことを冀望するものなり

附り監獄内に培植する樹木は櫻桃梅李の如き美花
 果實を結ぶものを避け常盤木を培植するを適當と
 思考す其の理由は嘗て大日本監獄協會雜誌第八十
 五號に於て詳論せしことあるを以て茲に之を略す

●傳染病流行時に際し所感を述ふ

現行監獄則の規定に依れば法定の令狀又は宣告書を

以て監獄に引致する者は如何なる情況病故あるに拘
 はらず其收監を拒絶する能はざることゝなれり尙ほ
 之を別言すれば刑事被告事件又は刑罪執行の爲め新
 たに入監し來るものにして劇烈なる傳染性の疾患に
 罹り又は入監の事故に依て一層其病勢を危急に陥ら
 しむるが如き事故、假令は神經質の作用に原因する
 か如き性質の疾病に罹れるもの或は甚たしきは監獄
 を以て妊婦の分娩所にし及び疾病の施療所とするか
 如き思想を以て故らに罪を犯し入監し來るか如きも
 のと雖も收監を拒絶する能はざることゝなれり而し
 て從來の經驗上此の種類のもの決して少なきにあら
 ざるは事實の證明する所にして識者の共に痛心する
 所なり然りと雖も監獄則の規定に於て之を拒絶する
 の道なきを以て右等の者にして入監し來るときは單
 に其監房を別異し監獄醫をして施療せしむるの止む
 を得ざるに出るか如し去れば刻下の如き劇烈なる虎
 列拉病の流行する時機に在つては其流行地に在る監
 獄の如きは實に危険多きものと云ふべきなり、又一
 歩を進めて顧みれば彼の六傳染病の如き病毒の傳播
 劇甚なるものにして其社會を害し及び人命財産を傷
 害すること決して尠少なざれば傳染病豫防規則な

るもの、設けあり之れか豫防消毒の方法として彼我の行通を遮断し及び個人の學業權を停止し進んでは一私人の財産を迄之を燒棄廢却する等の非常手段を以て當局行政官に付與したるか如きは専ら國家社會の安寧秩序を保持し公益を保護するの目的に出でたるに外ならずして彼の利益は公益の犠牲たらざるべからざるの原則の適用に外ならざるは今更予等の辯を俟たざる所なり

如斯傳染病流行の時に際しては非常なる強制權の行政官に委付しあるにも拘はらず右等疾患の故を以て收監拒絶權の典獄に存在せざるは予輩一方に密にして他方に疏難なるの缺點たるなきを得ざるか如し、其他收監に依て一層其病勢を危篤ならしむる精神上の疾病者其他入監の當時癲狂せるもの、如きは其收監の目的を達する能はざるのみならず斯る精神異常の者に對し刑罰を執行するか如きは嚴正なる刑罰の威嚴を失却するの虞れなき能はず就中目下の如き虎列拉病流行の時に際しては殊更に此收監拒絶の特權を典獄に付與せられんことを希望す、聞説く歐洲諸國殊に普國の如きは傳染病者及び姪身、泥醉、不潔等の爲め收監を拒絶するの權を當局者に付與せられ

絶に對する法令の發布あらんことを當局有司に囑望すと爾云

因に記す今日既に該病の浸襲せる監獄及び避病監とも云ふも特設監の開設ある地方監獄は素より特に本文の例外なりとす

●警部看守長特別任用に就て

巡查又は看守奉職滿五年以上にして精勤證書を有し現に其職を奉する者は文官試験試験補及見習規則第二條の規定に據らず文官普通試験委員長の銓衡を経て警部又は看守長に任用することを得るは明治二十三年二月勅令第十號(警部任用)及全年七月勅令第四百四十六號(看守長任用)を以て特に規定せられたるものなり然るに右の規定により任用せられたるものは他官廳の警部看守長に轉任することを得るや否に付て多少疑ひを存するものありと雖も該令但書の明文によれば他の判任官に轉任するには互に普通試験を経ること論を俟たされども同じく警部たり又は看守長として轉任することなれば何れの府縣廳監に轉するとも敢て禁令なきものとす而して廿六年十月勅令第四百八十三號文官任用令第五條及全月勅令第四百八十五號等に

たる法令存するとの事、果して然りとせば是れ實に至當の規程にして我國に於ても斯る規則の設置散布あらんことを望む、然らざれば即ち監獄内の衛生は如何に確實に保持せられつゝありと雖も一朝傳染病者の俄に入監するあらんか如何に其監房を隔離し消毒豫防法に努々努力するありと雖も能く他の傳染を防ぎ之を撲滅することを得んや、況んや前陳の如き監獄を以て姪婦の分婉所とし及び疾病患者の手術を受けるの休養所と思推するか如き濟輩の世には數多あるに於てをや、要之に法定の令狀又は宣告書ありと雖も入監時に際し傳染病に罹る者の如きは之を地方避病院に收容し或は甚たしき癲狂病者は癲狂院(若しあるとせば)に於て之を施療し精神沈靜の後に於てするか如き公安維持し最も然るべきとなりとす然らざれば折角保持し得たる監獄衛生を撓擾し恐るべき傳染病の猖獗を見るに至るの虞れなき能はず又一面智能精神の異常なるものに對し拘禁し及び刑罰を執行するか如き不條理の結果を見るに至り行刑の目的得て達すべからざるなり、今や各地到る所虎列拉流行の時に際しまた割合に監獄に同病の浸入する地方の少なき今の時に當り速かに此異常なる收監拒

據り雇員より特別任用したる看守長警部其他の判任は同一廳内に在ては彼是通して轉任することを得へけれども去る代りには前段巡查看守より警部看守長に特別任用せられたるもの、様に假令同官名即ち警部より警部又は看守長より看守長に轉すること、雖も法の容れざる處なり又廿六年十月勅令第四百九十六號月俸十二圓未滿の判任官特別任用令第一條により採用せられたる警部看守長其他の判任官は前二者の如き制限なきを以て他官廳及他の判任官に轉任するには差支なければ其第二條の制裁あるを以て一官廳即ち最初採用せられたる廳に腰落ち据へて居るにあらざれば五年以上勤続すと雖も十二圓以上に昇級することは出來得ざる次第なり

以上列述するか如く各種特別任用令は各其性質を異にするを以て從て別個の制限あるものなり故に同じく特別任用令に據て採用せられたる警部又は看守長なりと雖も一括して之を論し或は彼是れ權衡を取り推測論を下たして解釋するか如きは往々勅令の趣旨を誤る處なしとせず是等は警察監獄共に重大の關係を及ぼすべきことなれば大に論究して一定の方針を採らざるへからずと信す

海外通信

監獄學に關する數則

在米國 留岡 幸助

○第一則 教育と犯罪の關係を論ず
一千八百七十年以後英國小學校生徒の數は百五十万より五百万に増加せり、然るに同國の諸監獄に於る在監人の數は一万二千人より五千人に減少せり、而重罪犯にて監獄に拘禁さるるもの、毎年平均數は三千人より八百人に減少したり。然而幼年囚に至りては更に甚しき減少あり、即ち一万四千人より五千人に減少せり、依是觀之教育は犯罪者を増殖せしむる所以の具なりとなす辭論家の數をも減少せしや争ふ可らざるの事實なりとす、然るに奇なる哉英國に於る經驗と佛國に於る經驗とは大に異なるものありて存す、佛國にては犯罪統計及監獄に關係ある官衙の報告によれば外觀上學校の増設は犯罪者の數を増加ならしむるなり、語を換へて是を云はゞ教育の擴張は即ち犯罪増加の事實を示指せり、殊に幼年囚の増加に於てその甚敷を見る

學校に生徒を集め、彼等を教育するは或意味より云は即ち教師は小學生徒の後見人及保護者なれば彼等の學校に在る間は慥に微罪を犯すの機會を奪ふ利益あるを以て、從つて犯罪を減少すると云ふ事實も又見易きの理なり、果して此ことをして事實なりとせば、英國に於ける犯罪減少は佛國に於ても同一の事實ならざる可らざるに、實際は即ち然らず、佛國新聞の報する所によれば共和政体のもと小學校教育は單に智育に止るを説明せり、然るに英國にては教育てふ意義は單に智育のみならず、智育、德育及靈育を意味するなり、英語の所謂 Training 習養(修練)とても譯語すへきか(即ち是なり)
グイクトルユーゴの所謂「學校の開設は監獄を閉塞する所以の實なり」との金言は佛國に應驗せざるものゝ如し

英國と佛國は何故に如斯異同ありやと云ふに、佛國は單に小學校教育を以て智育に止め、英國は小學生徒をして徳の何たるを教へ神の恐る可きを教ゆるを以てなり、吾人惟ふに世界何れの國と雖教育の盛んなるを言はゞ北米合衆國に優る國あらざる可し、此れ余の米國最負にあらざる、苟も教育に志あるものゝ一

般に承認する所なり、然るに年々犯罪者の増加するは抑々如何なる原因なりや、米國に於る近年犯罪の増加は種々の原因ありて然るは疑ふ可らざるの實なりと雖、慥に其原因の一は小學校教育をして單に智育に止らしむるの弊なりと云はざる可らず、故に當米國に於ける社會改良家、及監獄改良に長日月の經驗ある志士は大に小學校組織の改良を唱道する其聲や切なりと謂ふ可し、

ニウヨーク府の會社改良家にして且つ監獄知識に富めるジャコブリースは頃日(七月二十一日)「ボストンシヨルナル」日曜新聞紙上「犯罪の主因は境遇なり」て論文に論して曰く

最近紐約府の小學校統計は報して曰く、「五万人の惡少年、怠惰少年は市内を彷徨せり」と云ふ殊に東部紐育に於て甚しきを見る、東部紐育は窃盜犯の多き所にて警官の眼光は大に茲に鋭敏なるが如し、

吾人は思ふ吾人の小學校は怠惰少年の増加に付ては責務なき能はず、從來教へ來りし讀書、算術、習字の教育は幼年者の腐敗を止むるに力なきや明かなり、故に教育としては左の三大條を教へざる

可らず、即智育、藝育、靈育是れなり、何をか智育と云ふ即ち腦髓を習練する所以なり、何をか藝育と云ふ即ち手腕を修練する所以なり、(假令は徒弟教育として大に手藝を授くるが如し、時としては學者是を授職教育と譯す即ち泰西は云ふ Manual Training 是れなり)

何をか靈育と云ふ即ち心靈を教養するの所以にして主として徳義の何たるを教ゆるにあり、

此三つは少年教育に欠く可らざるものにて、現時行はるる教育法は其効能甚だ薄弱にして少年を教育するに足らざるなり、余が主張する教育法は少年の全身全靈を發達せしむる所以なり、

世上幾多の幼年窃盜者にあるは彼等の全身全靈を發達せしめざるを以て窃盜となりたるものにて、幼年囚として別に他の幼年と異なるものにあらざる、云はゞ幼年囚は他の幼年が受け得る教育を受くるの良機なかりしが爲なり

と吾人は大にジャコブリースの説を賛成するものなり歐米に於る新教育法は即ちジャコブリースの主唱するが如き教育法あり、既に進歩したる米監獄に於ては此法に則りて在監者を教育せり、吾人は是を思

ふことに我國に於る幼年囚の不幸を悲まざるべからず、懲治場何處に設けられたりや、老頑憐愚の在監者を拘禁する同監獄ならずや、然而其教ゆる所のの課目は何ぞや讀書、算術、習字、しかも不完全なる教育法と謂はざる可らず、かるが故に吾人は其改良を希望する實に切實なりと謂ふ可し、其改良法に至りては大に議論ありと雖論旨枝葉に後るの嫌ひあれば他日に譲りて茲に論及せざる可し、

かく教育と犯罪の關係を廣き意味より論するときには實に教育の盛衰消長は犯罪増減に大關係を有するや大なりと謂ふ可し矣、如期犯罪増加の近因遠因を研究するときには實に監獄内に於る教育法の不完全を看破するのみならず、進んで社會に於る小學組織の不完全を唱道せざる可らざるに至るなり、然らば即ち監獄問題の如何に世上幾多の活問題に深縁あるかを知るに足らん、

記者曰く次稿には典獄人物論を論じ順次監獄學上最も必要欠く可らざる數個の問題に及ぶし、

雜報

(未完)

間莖莖製造業に服せしめ夜間は習字及修身の口述をなせりと爾來全地方有志慈善家は此美學を耳にするや續々賛成義捐せんとの情況ある由なれば追々完整好結果を益すること蓋し期して待つべきなり希くは各地未だ是等設備なき地方にありては續々計畫する所あらんとを斯道の爲め寧ろ國家社會の爲め渴望して止まざるなり

●視察表に就て

囚人身分帖に付屬する視察表なるものは其様式にも記載例を示されたる通り日々看守長書記醫師教誨師其他に於て視察したる事項に對し其意見の要領を表示して之を典獄に報告すべきものなるに或は之れか登録を爲さず常に該表は殆んど空白の儘身分帖にも編纂し置くのみならず時としては假出獄の上申書に添付する身分帖にも空表を附する向きありと聞く右は別に行狀表の材料簿冊を備へ便宜取扱方法を設け重復の手續を省かれたるものならんと推測すれども抑も身分帖なるものは一般の規定にして私擅に之れを省略し得ざるのみならず假出獄上申書類中行狀表と視察表相對して在監中の成績を参照するの必要あるものと信するに付常に其記事の精密ならんことを

●歲入歲出外現金出納官吏並在 監人領置物品會計官吏姓名掲載したき件(吉備生投)

各府縣監獄署に在て歲入歲出外現金出納官吏及び在監人領置物品會計官吏姓名は事務取扱上に關し數々必用の廉あれば貴社に於て相繼められ現今の姓名一切を雑誌の餘白に掲載せられ尙は爾後異動あるときは該署より其都度報道すべき手段を設け掲載せられんには時として互に問合せ等の手續を省き甚た便益ならん依て愚意を容れんとを企望す

本項は現時監獄社會に最も必要の件なれば本誌に之を掲載するは敢て辞せざる所幸に此際無漏御報道の勞を採られんことを望む 記者謹告

●出獄人保護會社

愛媛縣に於ては典獄及署員卒先書策し今般出獄人保護會社を設立し從來小學校教員たりし松山市士族宮川信一氏を學て場主となし學校官吏は創業費の大分を助け尙ほ全縣知事を始め監獄官は毎月俸給の内若干を寄贈し之に保護人の働得金を加へ以て將來の維持を計る事として本年七月一日より開場したり而して最初別房留置人十八人を學校より收容したり查

望むと彼の婆心居士より申込あり

●知事典獄の監獄巡閱に就て

府縣知事に於て監獄本支署を巡閱し又は集治監典獄の分監を巡視し府縣典獄の支署及留置場等を巡視したるとき其概況を本省へ報告する成規なれども其巡視規程并に報告手續等の制限なきを以て各自巡察方區々に涉り甚だ粗密の懸隔あるのみならず其巡了結果の報告頗る遅延に及ぶものありと聞く抑も上司の部下を巡視巡閱を爲す所以は事務の狀況を偵査監察し併せて發達整備を期し而して最上監督省に於ては其報告に従て當該事務を認可すべきものなりとせば彼の内務省官吏の巡閱規程あるか如く府縣知事集治監地方監典獄等にも相當の調査要領を示し且つ其報告期限等も一定せられんことを當局者に渴望す

●避病監設置

茨城縣に於ては從來避病監の設備なかりしに目下管内虎列拉病流行の兆あるに際し頗る危険を感じ一日も等閑に付すへからざるものとし此際斷然建築することに決定したりと時節柄若し未だ避病監の設備なき監獄に於ては何れも速に其建築あらんことを切望す

●石川島監獄の虎列拉病

警視廳監獄署石川島支署在監囚徒に虎列拉發生したる以來殆んど百十餘人の罹病にして内死亡四十六人全治五十六人なりと而して當局者は非常の奮發を以て之れが撲滅に従事したれば最早新患者を出さず現今僅々數名の病者を殘したるのみに付近日全滅の功を奏すへき見込なりと

●宮城集治監の虎列拉病

虎病追々東北地方に蔓延の兆あり監獄當局者の平素警戒せる所なりしか本月十四日宮城集治監囚人中に突然虎列拉病者一人發生するや又一人續發し引續き翌十五日二人十六日一人全病に感染するに至れりと東北地方監獄に全病の發生を見るに至る當局有司幸に之れが豫防消毒に注意せられんことを望む清國より輸入疫迎恰かも臺灣賊徒に於けるか如く飽まで頑固の抵抗をなす中々油斷はならず依て既に監内に侵入せられたる所は大々的奮勇以て之れを撲殺し其未だ侵入せられざる監獄に於ても大に勇氣を鼓舞し之れか豫防に努力すること肝要々々

●金枝玉花教誨業書に就て

本書は愛知縣監獄教誨師山田大應君及び横井智量君

の合編せられたるものにして其一本を本會に寄せらる承けて之を見るに全編總て監獄教誨に關する好文字を以て充たされ而して起稿者は皆斯道の誘掖者たる高德智識ある士にならされは名僧德行に高き教誨師諸君の平素會て實地に施されたる教誨事項を蒐集網羅し汎く之を在監人に看讀せしめ其餘音に浴せしめんどの精神に出てたることは編者山田君獨樂居士の巻首に序せらるる所にして始終一貫之を通讀するに字句皆改過遷善の真楷梯たらざるはなく寔に金枝玉花たる名に愧ぢざるものと云ふも予輩は其過言にあらざるを信す、就中編者の起稿に係る數項の事項の如きは分類教誨の本旨を得たるものとして殊に茲に意を用ゐられたることは予輩の確信する所にして又編者の勞多きを謝せずんばあるべからざるなり故に少くとも本書は囚人に看讀せしめ其獨り遷善改過を助長するのみならず陪層の有益價值ある教誨叢書として予輩茲に之を保するに吝ならざるなり當局者幸に一本を閲讀せられて可なり敢て妄評す

●石澤隔山兩典獄の送別會

曩に北海道集治監へ榮轉したる石澤典獄并に内務屬より千葉縣典獄へ榮轉せし隔山利吉郎君の送別會を

本月二日向ふ島八百松樓に開かれ當日會する者内務

省警保局員警視廳員東京集治監員及當時出京中なる典獄其他監獄協會員東京感化院役員等殆んど一百餘名にして當日の模様を聞くに各自着席するや先づ内務省監獄課長浦太郎君は起て開會の趣意并に兩君の送辭を演説し次に東京集治監典獄長屋又輔君は監獄協會より石澤君に送りし感謝狀を朗讀し次に内務省監獄員木名瀬禮助君の演説あり又石澤君隔山君次て懇篤なる謝辭を演ずる等近年監獄官の爲送別として稀れる盛會にてありしと而して列席者の重なるは小野田警保局長、有松書記官、菅井三池集治監典獄長屋東京集治監典獄、若山神奈川縣、千石新潟縣、松江和歌山縣、甲斐栃木縣、柿木原茨木縣各典獄及高瀬感化院長佐野監獄協會員等にてありしと

●北海道集治監短信

○大井上君非職となりしにより集治監及各分監署員一同より從來の厚誼に報ひ其功德を頌し金時計一個代價凡二百圓程のものを贈呈さるゝとて目下文字の彫込細工中なりと聞けり
○工藤襄君は釧路へ詰替多分作業に當らるべし又た過日水崎教誨師も釧路へ詰替となり同志社出身山本

德尙氏教誨師になり樺戸に詰らる
○七月三十一日大井上君官邸引拂ひ私寓札幌八條東二丁目十九番番へ移りたり
○八月十四日石澤典獄は令嬢を俱はれ着任せらる令息は熊本高等中學にありしものを今度仙臺へ轉校せらるゝにより一應家君の任地を見舞はれ同行ありし翌八月十五日典獄は署員への一寸挨拶ありて執務に掛られたり
○八月十六日夕小野田局長の一行來着月形村偕樂亭に止泊十七日午前本監を巡視夫より警察分署戸長役場を巡視せられ午后札比内派出所に巡視翌十八日午前六時空知分監へ向け出發、道程五里騎馬にて七時十分頃室知着、直に分監巡視夫より市來知警察及戸長役場巡視午後係別外役所巡視同日は市來知一泊十九日朝の瀛車にて空知太を經て上川に向き中央道路を踏みて網走分監へ向はれたり又隨行官中空知より再び樺戸に來られ歸京せらるゝ向もありと空知よりハ武川看守長先導をなす由之れに道廳の高等警察課長橋本強造氏も隨行、一行頗る多人數、併し何分とも行人稀なる道路を適々都人の旅行せるゝは其煩勞容易ならざるべし、目下の氣候にてはくさいされと

蚊蟲の難義は恐らく一行の豫想外なるべしと察するなり只た吾輩等は慶ふ斯かる苦難の旅も北住者の常なるにより内地來賓の之を實驗せらるゝは大に同情を求むるに宜しからんと御氣遣ひ申すは御一行中には頗る馬術御熟達の御方々も多かるや御見受け申たるにより名譽勳章の痕跡など遺らざるやうにと存するのみ

●施欽執行の件問合

無期徒刑囚甲監より逃走し乙監に於て執行中輕罪を犯したり乙監に於ては輕罪を犯したる後甲監逃走に對する施欽の處分を爲し輕罪に對しては裁判の確定を待ち更に施欽の申渡を爲し共に執行するやを警保局長に問合せしに右輕罪の裁判確定は逃走に對する施欽處分宣告の後によりと雖も其罪の成立は明に右宣告の前に在るものなれば施行細則第一百一條に依り一の重に従ひ處罰すべきものと回答せられたり(三他集治監報)

●蒲團の貸與を廢す

本監に於ては從來夏季と雖も囚徒に蒲團を貸與し來りしが當地方の如き暖國に在りては實際其必要を感ぜざるより彼等は夜間之を被らすして或は敷物とな

し或は凭物となすものなきを保せずして紀律上不都合なるのみならず數日を出でずして汗の爲めに一種の臭氣を發するも洗濯度數に限りありて常に清潔を維持し難き場合ありて殊に本年の如き惡疫流行の兆ある際は衛生上にも障害尠しとせず依て本年より夏期之が貸與を廢し換ふるに裕衣を貸與するとに定めたるが囚徒も大に満足し且つ衛生上及び經濟上にも少なからざる得策となれり(同上)

●第二回東北地方典獄協議會議事略記(承前)

(宮城縣提出)

第四 明治廿三年勅令第四百十六號看守長特別任用例中に監獄書記を加へ看守長同様特別任用の道を開かれんことを其筋へ建議する事

(理由)

從來各府縣共地方經濟の都合に依り書記の事務を補助せしむるに便宜看守を以て之に充つるの實況なるを以て右等の看守は監獄事務の一般に通曉し殆んど書記に任用して差支なき適當の人物少からず然るに該勅令の規定は單に看守長

第五 教誨師の定員を囚員に依り設けられんことを其筋へ上申したき事

(理由)

司獄官の設置は其數を囚員に依りて定むるは一般の通規たり然るに教誨師に限り之を適用せざるは其當を得ざるのみならず定員の標準なきが爲め動もすれば縣會に於て其豫算を削減せられ適當の人員を置くことを得ず爲めに教誨をして周到ならしめ充分の効果を收むるに能はず是案の如く定員を設けられんことを希望する所以なり其定員標準の如きは左に其例を掲げ參考に供ふ一教誨師毎監在監囚員五百名以下は二人若くは一人を置く以上五百人を増す毎に一人を加ふ但囚員千五百人以上は適宜人員を置くことを得(評者曰く監獄官吏定員の在監人の員數に隨伴するを要するは今日の定論なるのみならず看守押丁女監取締又然かく記定せられたり然れども教誨師を囚員に依り定置するが如き如何のものにや俸給の多少及經費の如き能く此定員令を勵行し得るや故に本項は強て之を定むるの必要を認めざるべしと思惟せり)

に任用し得らるゝのみにして之を書記に適用すへからざるか故實際上不都合少からず熟々該勅令の精神を案するに監獄の職務たる一般の行政事務とは大に其趣を異にし到底普通の智能を以て其職責を全ふすへきものにあらざるか故事ろ經驗を積み實務に通曉したるものより之を振擡するの優れるに如かずとの趣旨に外ならざるへし果して然らば戒護事務に通曉したる看守を看守長に任用せらるゝと書記の事務に通曉したる看守を書記に任用せらるゝと其間敢て軒輊なかるへし況や右等の看守を書記に任用せば從來戒護事務にも通曉し居るものなるか故實際上大なる便益あるに於てれや是本案の如く該勅令の旨趣を擴張して監獄書記の任用をも看守長全様に規定せられんことを希望する所以なり

(長野縣提出)

(福島縣提出)

第六 監獄醫の定員を四員に依り設けられんとを其筋へ上申する事

(理由)

大体の旨趣は教誨師と全し但し監獄醫を四員に依り設置するは一増其必要なるを認む何となれば教誨の如きは専ら精神的事務なる以て事務繁劇の場合に在りては之を他日に譲る猶豫あるべしと雖ども醫務の如きは直接身体の治療上に係るものなるか故寸時も之を猶豫すべきに非ず然るに四員相當の醫師を置らんとするも縣會に於て其豫算に削減を加へ醫務上充分の實効を擧る能はず殊に近年は監獄衛生の聲囂々として起り各府縣其大に其實効を擧げんと勉むるの場合に際し四員相當の醫師を置くは最も必要なるを感ず是相當の標準を設け以て適當の人員を設置せられんとを望む所以なり其定員標準の如きは左に例を掲げ参考に供ふ

一監獄醫は毎監在監人員三百人以上六百人未満は二人六百人以上千人未満は三人千人以上千五百人未満は四人千五百人以上五百人を増す

毎に一人を加ふ但し三百人以下の監に在ては適宜人員を置くを得

(評者曰く前項の教師と云ひ本項監獄醫の定令を望むの理由と云ひ俱に府縣會の削減を防ぐの旨意に基きするが如し果して然りとせば實に理由の乏しきものと云はざるべからず教誨の必要監獄醫治衛生の重んずべき百難を排しても之を遂行せざるべからざるの必要あり況んや昨今の如き監獄衛生の一籌を誤るときは彼の恐るべき虎列拉病の如き劇烈なる傳染病の侵襲する虞れある時機なるに於てを裁何すれぞ府縣會の容喙を是れ恐れんや當局者たる者須らく慎重に丁寧に其理由のある所調査説明して賛同を得るに勉められなは甚たしき本項定員令の必要を認むるの要あらんや當局者果して如何

(静岡縣提出)

第七 女監取締に左記の被服等を支給する様其の筋より訓達せられんことを望む但し其服色等は其筋に於て選定せられたき事

一被布 一袴 一短靴 一雨覆 一雨衣

但し被布、袴は夏冬各一着を給す(未完)

●教誨叢書第四十四輯目錄

(八月分)

教誨

十本の指

在米 留岡 幸助

樂しき人

釧路 大塚 素

身を捨てこそ浮く瀬もあれ

十勝 牧野 寅次

失ひしものを見出すの喜び

戸川 殘花

宗教

惟喬親王附業平朝臣の節義

戸川 殘花

傳記

教育事業と富 鐵道の種類 釋迦とは種族の名稱

八潮

月見 寫眞

勸話

父の心 盲人の希望 啞者の宗教心

渡邊 望岳

東照宮大黒の極意

南海 逸士

網の魚 安養尼 盜に衣とられし事 蠅の水浴 止めよ嫉妬

白川樂翁侯 過つとも直に改めよ 獨乙今帝の美德 日常十

則 習慣の勢力 清露

仁義略記

仁義

南海 逸士

● 會 告

● 本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシメテ希望ス

○ 本誌定價並廣告料

● 監獄雜誌
● 全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
● 一府縣內數百名協購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ 前金五錢五厘(全上)
● 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
● 廣告料 一行一回分 金十錢

○ 雜 則

● 監獄雜誌ヲ注文セラル、其ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
● 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ
● 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付ストキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
● 雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
● 通運便ニ付セラル、其ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、其ハ五厘切手一増割タルヘシ
● 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
● 本誌實捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 兌 貞

明治廿八年八月三十日發行

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行人兼編輯人 磯村 兌 貞
印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
支會 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會
印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社